

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)(案)について

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)(素案)に関する意見交換会等の実施結果を踏まえ、以下のとおり計画(案)を作成したので報告する。

1 意見交換会等の実施結果

(1) 意見交換会

日付	時間	場所	参加者数
令和6年12月10日(火)	19時～20時30分	オンライン(Teams)	2人
令和6年12月11日(水)	10時～12時	上高田児童館※1	8人
	14時～17時	上高田児童館※2	25人
令和6年12月12日(木)	19時～20時30分	オンライン(Teams)	0人
令和6年12月13日(金)	16時～19時	中野東図書館 ティーンズルーム※2	8人 (大人2人含む)
令和6年12月15日(日)	10時～11時30分	中野区役所	6人
令和6年12月18日(水)	10時～12時	南中野児童館※1	12人
	15時～18時	南中野児童館※2	18人
合計			79人

※1 乳幼児親子を対象とし、オープンハウス形式(意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式)で実施。

※2 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行い、オープンハウス形式で実施。

(2) 関係団体からの意見聴取

団体数:4団体

参加者数:134人(延べ人数)

(3) 区民から電子メール等で寄せられた意見

件数:18件(電子メール2件、LoGo フォーム15件、ファクス1件)

(4) 計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方
別添1のとおり

2 計画(素案)から計画(案)への主な変更点
別添2のとおり

3 中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)(案)
別添3のとおり

4 パブリック・コメント手続の実施

計画(案)に対するパブリック・コメント手続について、令和7年1月31日(金)から
2月21日(金)までの期間に実施する。

5 今後のスケジュール(予定)

令和7年1月～ パブリック・コメント手続の実施
3月 計画策定

計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO.	主な意見の概要	区の考え方
第2節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況		
1	国際化が進展する中、子どもたちに対してどのように対応しているか。特に一時保護所については、ハラール対応や多言語対応できるような支援があれば良いと感じる。	一時保護所において、ハラールについては必要に応じ入所時に児童や保護者と確認している。多言語に関しては、全ての言語には対応できないが、筆談を利用する等、児童が安心して過ごせる環境を個別に相談しながら対応している。
2	21ページ「区の7歳から15歳までの人口と区立小・中学校の児童数・生徒数の推移」は、ともに増加し続けている。これ以上この世代の子どもが増えたと、対応できるのかが疑問である。 中野駅周辺の再開発による住戸数の増加なども踏まえて、区としてどのような対策を行うのか十分に検討していただきたい。	中野駅周辺まちづくりによる人口増加も踏まえて、保育所や学童クラブなどを十分確保できるよう、市街地再開発事業の施行事業者に働きかけていくなど、必要な対策を行っていく。
第3節 需要見込みと確保方策		
3	幼稚園の特定負担額補助について、補助金の制度や詳細(所得制限など)が区によって異なることはあるが、近隣区で実施している制度を中野区で実施できないか。中野区に今後も住み続け子育てをしていきたいと思える制度を早急に検討・実施していただきたい。	幼稚園の特定負担額等補助金に関しては、入園時に一括で支払う特定負担額等について補助しているところであり、令和7年度より増額する予定である。
4	保育園について、認可園や区立園の施設数を減らさず、定員の見直しで保育士一人あたりが受け持つ子どもの数を減らす、あるいは保育士定数以外にサポート保育士を配置することや、大規模園(150人前後)においては1クラスの定員数を大胆に減らすことがあってもよいと思う。ゆとりある保育を実現してほしい。	各施設からの要望に応じ、柔軟に定員の変更を行うことにより、保育の需要に対する必要な定員の適正な確保を行っていく。
5	幼稚園や認定こども園への補助金が少ない。補助金が少ないことが子ども人口の減少に影響していると思う。他区の取組も参考にいただき、中野区でも幼稚園や認定こども園への支援策を検討してほしい。	認定こども園に対する給付費は公定価格により定められた金額で園へ給付している。 また、令和7年度より、私立幼稚園の入園料に対する補助金を増額する予定である。
6	気軽に相談できる体制が重要であり、身近なところで、気軽に安心して相談できる場所があると良い。もっと色々なところで相談できるよう、場所が増えてほしい。(※)	児童館などの子どもの遊び場や居場所において、相談しやすい雰囲気づくりや職員の能力向上に努めていく。 <u>意見を踏まえ、「①利用者支援事業」の「事業概要」に、「誰もが気軽に相談できる体制を整え、」を追記する。</u>
7	子育てひろば事業について、「乳幼児の外遊び」の要素を加えていってほしい。	公園等が隣接していないなど、子育てひろばの実施場所の状況によっては外遊びの実施は難しいところであるが、来年度から移行する乳幼児機能強化型児童館においては、隣接公園を活用した乳幼児の外遊びを充実していく。
8	妊婦健康診査について、42ページの内容は少ないと感じる。個々の状況に応じて、検診の回数を増やすなどの対応を行ってほしい。特に、超音波検査の回数は4回だと少ないと感じるので、改善してほしい。	国の定める望ましい受診回数をもとに助成を行っているため、超音波検査の回数を4回から増やすことは難しい。なお、妊婦健康診査については、多胎児を妊娠した方は、14回に加えさらに5回分の助成を受けられる。 <u>意見を踏まえ、「③妊婦健康診査」の「事業概要」及び「需要見込みと確保方策」に、「多胎児を妊娠した方は19回分」を追記する。</u>

9	子どもショートステイ事業について、制度として18歳まで利用できるとしておきながら、実際はそういった運用になっていないことがおかしいと思う。	高校生年代が利用できる子どもショートステイ事業所は、現在、協力家庭のみとなっているが、令和7年度中に、2～18歳を対象とした子どもショートステイ事業所を設置し、幅広い年齢の利用に対応できるようにする予定である。
10	子どもショートステイ事業について、乳児院が上鷺宮にしかなく、そこまで子どもを連れていけない。南部地域に新しい施設をつくるか、補助金などを支給してほしい。また利用方法についても複雑で、フルタイムで働きながらタイムリーに利用することが難しいため、手続の簡素化をしてほしい。	令和7年度中に、2～18歳を対象とした子どもショートステイ事業所を設置する予定である。また、令和7年4月からは、利用申請手続を電子申請とし、手続の簡素化を図る。
11	子どもショートステイ事業などは、近くに祖父母が居ない家には、必要なサービスだと思う。(※)	令和7年度中に、一軒家やマンションの一室などを活用し、自宅と同じような環境で安心して過ごせる場所で実施する。利用する子どもが楽しく泊まることができるよう、一緒にご飯を食べたり、同年代や異年齢の子どもと遊んだり、一人でゆっくりしたりできるよう、活動や時間の使い方を工夫した運営とする。
12	知らない人の家に泊まるのは恥ずかしいという気持ちもある。子どもショートステイ事業など、宿泊を伴う預かりサービスは、家と同じくらい安心できる環境であってほしい。(※)	意見を踏まえ、「⑥子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「子どもにとっても楽しく成長できる場所であり、保護者にとっても躊躇なく安心して預けることができるよう」を追記する。
13	一時保育について、事前の予約や持ち物がなく利用できないなど、手続が煩雑であるため、改善してほしい。親が急遽、病院にいけないこともあるので、すぐに使えるような仕組みや、里親と連携した対応なども検討してほしい。	手続の簡素化や他の方策との連携については、他自治体の取組なども研究しながら、今後検討していく。 なお、区立保育園については、2回目以降の利用の場合であれば、当日朝9時まで予約を受け付けている。 意見を踏まえ、「⑧一時預かり事業」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「また、手続の簡素化について、検討していきます。」を追記する。 併せて、「⑥子どもショートステイ事業」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「また、利用手続の簡素化により利便性の向上を図ります。」及び、「⑩病児・病後児保育事業」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「また、手続の簡素化についても進めていきます。」を追記する。
14	一時保育について、枠が少なくすぐに定員が埋まり利用できないので、利用定員を増やしてほしい。	私立保育園のうち、定員や保育室に余裕のある園に対し、一時保育を実施するための環境整備の補助などの支援を行っているところであり、令和6年度は実施園を1園拡充する予定である。 今後も一時保育のニーズや私立保育園の状況を踏まえながら、拡充に向けて検討を進めていく。
15	一時保育について、保育園での事業実施ではなく、例えば図書館など公共施設と併設されたような、身近な施設で事業実施してほしい。	いただいたご意見や区民のニーズを踏まえ、他自治体の取組なども研究しながら、保育園以外の公共施設を活用した事業実施について今後検討していきたい。
16	一時保育について、利用方法が非常に複雑かつ紙ベースであり、使いづらいと聞いている。 また、一時保育を土日に利用できるよう、拡充することはできないか。	区立保育園の一時保育については、中野区公式LINEから児童登録・予約を行えるよう、利便性向上に向けた改善を行ったところである。 土日の利用について、私立保育園では各園の判断により一時保育実施日を定めているところであるが、区立保育園に関しては土曜日の利用が可能である。
17	一時預かり事業について、当日枠をもっと増やしてほしい。また料金を安くしてほしい。条件ごとに利用できる優先度を分けてほしい。	事前に勤務等の予定を立てたい保護者の方もいるので、当日枠ということで別に確保するのは難しい。一時保育は要件をそれほど限定していない事業のため、条件で優先度を設けるといってもなじまないと考える。

18	ファミリー・サポート事業について、手続や要件が煩雑で利用したくても利用できなかった。もう少し簡易にしてほしい。	ファミリー・サポート事業は他のサービスとは異なり、会員の相互援助という性質で成り立つため、登録時の講習受講が必要になっている。今後、より利用しやすいするための検討を行ってほしい。
19	病児・病後児保育事業はニーズは高いが、実施場所が少なく利用できないことが多いため、拡充してほしい。 また、今後新たな病児・病後児保育施設については、駅の近くでの事業実施を検討していただきたい。	病児保育施設については、地域偏在を解消するため、令和7年度に1施設拡充する予定である（中部・南部地域）。事業者の公募にあたっては、立地や利便性の観点も踏まえて、選定を行っていく。 また、利用状況を鑑みつつ計画期間内でさらなる病児・病後児保育施設の拡充を図るかどうかにについて検討していく。
20	病児保育事業について、江古田地域でしか実施しておらず、区南部にはないため新設してほしい。	
21	病児・病後児保育事業について、申込方法が非常に煩雑かつ複雑で働きながら利用できる仕組みになっていないと感じる。オンラインでの面談を導入するなど、働いている人でも簡単に利用できるように手続を簡素化してほしい。	病児・病後児保育事業の手続の簡素化については、他自治体の取組なども研究しながら、今後検討していく。
22	自分が小さい頃は祖父母が自分の面倒を見てくれたが、妹が大きくなってから祖父母の体調も悪く、両親がいざというときの預け先に困っていたようだったので、一時保育や病児・病後児保育など、預かりサービスが拡充するのはとても良いことだと思う。（※）	令和7年度以降、病児・病後児保育事業、一時保育、子どもショートステイ事業など、様々なサービスの拡充を予定している。
23	預けるか否かは家庭が判断すれば良いと思うので、サービスの量は多い方が良い。（※）	
24	特別な支援を必要とする子どもについて、28ページによれば未就学児の発達支援対象者件数が増えている。一方で、学童クラブの需要見込みについて、53ページでは高学年のうち「特に保育の必要性が高い児童」に係る需要見込みを横ばいとしているが、全員が利用できるよう需要見込みを増やしていく必要があるのではないかと。	令和4年度以降、低学年で特別な支援を必要とする児童数はおおよそ横ばいであることから、令和7年度以降、高学年で特別な支援を必要とする児童数も横ばいであると需要見込みを算出しているが、それを上回る確保方策の実施を予定しているため、支援を要する児童が増加した場合でも利用することができる見込みである。 <u>意見を踏まえ、「⑪-1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の「需要見込みと確保方策」に、「なお、障害等により特に保育の必要性が高い児童数が見込みより増加した場合でも、需要見込みを上回る確保方策の実施を予定しているため、学童クラブを利用することができる見込みです。」を追記する。</u>
25	学童クラブについて、低学年は利用しやすいが、小学4年生以降の高学年の児童については、本当に利用したい児童が利用できていないのではないかと。 また、学童クラブの空き状況は学区によって地域格差が大きく、小学4年生以降の子どもたちの過ごし方について、相談先もわかりづらい。 その他、障害者手帳を持っており、放課後等デイサービスを利用しているが、放課後等デイサービスの利用は塾に該当するため、中抜けできないことになっている。もっと柔軟に対応していただけないか。 発達障害の子どもは今後も増えてくると思われる。他区の実施状況なども踏まえ、必要な支援が必要な子どもに届くように取組を進めてほしい。	小学4年生以上で特別な支援を必要とする場合は学童クラブの利用を申請することが出来る。特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受けたり施設等に通所や相談をしていて自己管理が難しく放課後自立した生活が困難な場合である。 学童クラブは、子どもの入退室管理や安全確保のため、学校以外の場所へ行ってから学童クラブを利用することを認めていないが、今後、他区の実施状況や運営上の課題等を踏まえ、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することについて検討していく。

26	学童クラブの小1、小4の壁があるが、定員に対して満員の状態であると聞いている。もっと定員を拡充してほしい。	小学校の改築等に合わせて学校内にキッズ・プラザ併設学童クラブの整備を進める。キッズ・プラザ併設学童クラブを整備済みの小学校区については、児童館内学童クラブを縮小・廃止していくことが原則だが、待機児童の発生が予測される場合は、児童館内学童クラブの運営を暫定的に継続する。また、中長期的に待機児童の発生が見込まれる場合は、特色ある民間学童クラブの新規開設や暫定的な定員拡充を行うなど、必要な面積及び人員、環境等を確保する。
27	学童クラブの利用要件について、障害者手帳を取得をしていなくても、放課後を1人では安全に過ごせないようなグレーゾーンの児童もいる。要件の緩和ができないか。	身体障害者手帳の認定を受けていなくても、小学4年生以上で特別な支援を必要とする場合は学童クラブの利用を申請することが出来る。特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受けたり施設等に通所や相談をしていて自己管理が難しく放課後自立した生活が困難な場合である。
28	キッズ・プラザが未整備である学区の児童に対しては学年関係なく安心して安全に放課後を過ごせるような対応策をお願いしたい。	キッズ・プラザは、学校施設の改築等に合わせて整備を進めていく。放課後の居場所については、児童館の開館日時を拡充するとともに放課後の居場所の周知広報を強化を行い、安全・安心に過ごせる放課後の居場所を提供していく。
29	キッズ・プラザはルールが多く、自由に遊びづらい。先生にもよく注意される。もう少しルールを緩やかにしてほしい。(※)	子ども会議の開催や、日常的に子どもの声を聴くことによりおもちゃ、本・漫画の充実を図るとともに、ルールの見直しを行うなど運営の改善を図っていく。
30	場所にもよるが、キッズ・プラザはルールが多いうえに児童館に比べておもちゃ、本・漫画など魅力が少ない。(※)	意見を踏まえ、「⑪-2キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業」の「事業概要」に、「キッズ・プラザでは日常的に子どもの声を聴き、子どもの意見を取り入れた運営を行います。」を追記する。
31	産後ケア事業について、年齢制限や有効期限をもう少し改善してほしい。	国のガイドラインにおいて産後1年までの時期が目安とされているため、中野区では産後1歳以降の事業については、実施をしていない。また、乳児の発達状況や、その時に必要な支援内容を鑑み、産後ケア3種類の対象月齢を区分している。産後サポート事業は、産後の母体の回復がまだ十分でないことや育児にまだ慣れていない状況から、より育児に不安が高まる時期に行うこととしている。
32	すこやか福祉センターや児童相談所の事業において、オンライン相談に取り組んでいるか。予約をとって出向くというのが大変な方もいると思うので、オンライン相談を推進してほしい。	すこやか福祉センターにおいては、表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から原則は対面での面談となるが、体調不良や急な里帰りなど、必要に応じてオンラインでの面接を行っている。 児童相談所においては、継続した関係作りのために対面や家庭訪問での面接を基本としている。遠隔地に所在している場合などにオンライン面接は行っており、今後も相談者のニーズに合わせて対応を検討したい。 意見を踏まえ、「⑱妊婦等包括相談支援事業」の「事業概要」に、「なお、体調不良や急な里帰りなど、必要に応じてオンラインでの面接を行います。」を追記する。

33	<p>こども誰でも通園制度について、申込の可視化・使いやすさを追求してほしい。制度設計について、利用できる児童について、優先順位をつけた制度設計をしたほうが良いのではないか。</p>	<p>令和8年度以降の本格実施に向けては、令和7年度までの試行的実施に係る事業実績等を踏まえ、効果的な事業展開に向けた必要な検討のもと、制度設計を行う。 また、令和7年度からは、私立の保育所等におけるこども誰でも通園制度とは別途、区立保育園において要支援家庭の児童を対象とした預かり支援を実施する。</p>
34	<p>こども誰でも通園制度について、実施場所が遠い。今後はどのように事業展開していくのか。区民向けには本制度についてどのように周知・広報しているのか。</p>	<p>事業展開について、令和7年度においては実施規模を更に拡充する方針である。令和8年度以降については、国の動向を注視しつつ、どのような事業実施が可能となるか検討していく。 広報について、区ホームページに掲載しているほか、区報、なかの子育て応援メールを活用することにより周知をしている。</p>
35	<p>こども誰でも通園制度について非常に期待しているが、次の5つの点について気になっている。 ①実施施設を拡充させることはできないか。 ②事業量が少ないように感じる。 ③兄弟で同じ園に預けることができないか。 ④兄弟を家庭で育てている家庭を優先的に利用できるようにすることは検討できないか。 ⑤利用料金はどの程度か。通常の保育園と同様、第一子が3歳から無料、第二子以降は無料となると思うが、そのような制度設計は可能か。</p>	<p>①令和7年度においては実施規模を更に拡充する方針である。令和8年度以降については、国の動向を注視しつつ、どのような事業実施が可能となるか検討していく。 ②需要の見込みは、区内すべての未就園児が一人月10時間（令和9年度までは月3時間）まで利用可能とした場合に必要となる枠（ひと月あたりの保育可能時間数で割り返したもの）により算出している。 ③・④預かりの形態・方法等については、制度の利用状況、事業実績等を踏まえ検討していく。 ⑤令和7年度においては国の制度設計に基づき、原則一人1時間あたり300円とする予定である。</p>
36	<p>こども誰でも通園制度について、就労要件を問わず子育て支援をしていくことは必要であるが、保育現場では、保育士不足と不十分な面積基準によるもので保育が行われている現状である。場所や集団になじんでいない子どもがここに参加するには、1対1でその子どもに対応できる体制が必要と考える。そのため、一時保育などの専用室がある園で行うことも良いのかと思う。一時保育事業のほうも職員体制が充実できるのではないか。本格実施に向けてはこれらの点に十分配慮してほしい。</p>	<p>こども誰でも通園制度の実施方法、一時保育事業との整理については、令和7年度までの試行的実施に係る事業実績等を踏まえ、継続的に検討していく。</p>
<p>第4節 計画の推進</p>		
37	<p>子育てサービスに関する情報の入手方法が分からない。また、様々なイベントに関する情報を取得しやすくし、一覧で見れるようにするなどの工夫をしてほしい。 区報の中で子育てサービスを紹介したり、公式LINEやなかの子育て応援メールでイベント情報を発信してほしい。</p>	<p>子育てサービスの周知・広報は重要であると考えており、区報や区ホームページでの情報発信のほか、子育て支援ハンドブック「おひるね」において、目的別に必要に応じた情報が取得できるよう、定期的に更新を行っていく。 また、なかの子育て応援メールをLINEで配信しており、妊娠期・子育て期などそれぞれの状況に応じたタイムリーな情報を発信している。引き続き子育て家庭のニーズに合わせた媒体を活用し、効果的な広報・周知を実施していく。</p>
38	<p>広報・周知方法については、LINEやXなどのSNSを積極的に使った方が良いと思う。(※)</p>	
39	<p>動画での広報・周知が効果的である。動画の場合は、長いよりも短いもの、ショート動画の方が好ましい。(※)</p>	<p>意見を踏まえ、「1計画の推進体制」に「(5)各事業の広報・周知の実施」を新設し、「区ホームページや区報をはじめとした情報発信を行うほか、子育て支援ハンドブック「おひるね」では、目的別に必要に応じた情報が取得できるよう定期的に更新します。また、LINEやXなどのSNSの活用や、効果的に情報を得られる動画による情報発信など、子育て家庭のニーズに合わせた媒体を活用することで、各事業の広報・周知を実施します。」を追記する。</p>
40	<p>どこで相談できるかについて、動画で見られたらもっとみんなに広まると思う。(※)</p>	

その他		
41	ひとり親家庭向けの支援について、特に高齢保護者や、父子家庭向けの支援を充実させてほしい。	ひとり親家庭への支援については、区役所で相談の窓口を設けて専門相談員を配置したり、「ひとり親家庭のしおり」の新たな冊子を作成するなど、充実を図ってきたところである。一方で、父子家庭に絞った個別の取組は行っておらず、今後の検討課題としたい。 なお、父親向けの講座の拡充については、引き続き検討を行っていく。
42	「かんがる一面接」にはすこやか福祉センターの保健師が原則参加しないとのことだが、産前・産後の支援については、相談しやすい人間関係づくりが大切である。各地区の担当保健師と産前に顔合わせが出来ているよいと思う。	妊娠届出時やかんがる一面接では、委託事業者が対応することが多いので、地区担当保健師と面接することは難しいが、妊婦の希望やハイリスク等の状況があれば、産前に地区担当保健師が面接等を行っている。
43	学童クラブやキッズ・プラザ、児童館以外にも、子どもの居場所として、常設のプレーパークを設置してほしい。	江古田の森公園への常設プレーパーク設置に向けて、令和6年度は試行的なプレーパーク事業を実施し、子どもをはじめ保護者や地域の意見等を伺ったところである。これらを踏まえ、整備や運営内容等について検討し、令和7年度中に常設プレーパークを開設する予定である。
44	中高生の居場所が少ないと感じる。若宮児童館は中高生機能を強化すると聞いて期待しているが、本来はそれぞれの地域ごとに機能分けされた施設を設けるのではなく、全てのことが1つの地域で完結できることが理想だと考えている。他地域の子どもが別地域の施設を利用するのはハードルが高いと感じる。区内には空きスペースがまだあるのではないかとわれ、そのような場所を活用して、中高生が楽しく、安全に過ごせる場所がほしい。また、区役所にも子どもの放課後の居場所があれば良いと思う。	児童館は0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした地域の身近な居場所として機能しているが、現状の施設規模・設備等においては、中高生年代のニーズに対応した機能としては限定的である。 今後、区は中高生年代を対象とした事業を強化した児童館を配置するとともに、中高生年代の利用に特化した施設として、中高生年代向けの拠点施設の整備を検討している。施設整備には相当期間を要するため、区有施設等を活用した中高生年代向けの居場所事業の実施について、令和7年度に拡充を予定している。
45	中高生の遊び場、活動の場が少ないため、増やしてほしい。利用料金がかからず、みんなで集まれる場所がほしい。(※)	
46	特別な支援を必要とする子どもの居場所として放課後等デイサービスがあるが、空きがなく利用しにくい。また、ベビーシッター利用支援事業を利用しているが、特別な支援を必要とする子どもを見ることが出来る人材に限りがあり、利用しにくい。また、利用料金が高くなる。特別な支援を必要とする子どもについては、補助を上乗せするなどしてほしい。	特別な支援を必要とする児童の場合のベビーシッター利用支援事業の補助金額の上乗せについて、現在実施の予定はないが今後の検討課題としたい。

- 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。
- 子どもからの意見については、意見の概要に(※)を表示している。

計画(素案)から計画(案)への主な変更点

項目	頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第2節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	25	「東京都における育児休業取得者の有無」 育児休業の内訳を追加	—
	29・ 30	「子どもが放課後に過ごす場所の状況」について、最新の調査結果によるデータの差替	—
第3節 需要見込みと確保方策	40	「①利用者支援事業」の「事業概要」に、「誰もが気軽に相談できる体制を整え、」を追記	No.6
	42	「③妊婦健康診査」の「事業概要」及び「需要見込みと確保方策」に、「多胎児を妊娠した方は19回分」を追記	No.8
	46	「⑥子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)」の「需要見込みと確保方策」に、「子どもにとっても楽しく成長できる場所であり、保護者にとっても躊躇なく安心して預けることができるよう」を追記	No.11・ 12
	46	「⑥子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)」の「需要見込みと確保方策」に、「また、利用手続の簡素化により利便性の向上を図ります。」を追記	No.13 と関連
	49	「⑧一時預かり事業」の「需要見込みと確保方策」に、「また、手続の簡素化について、検討していきます。」を追記	No.13
51	「⑩病児・病後児保育事業」の需要見込みと確保方策に、「また、手続の簡素化についても進めていきます。」を追記	No.13 と関連	

項目	頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第3節 需要見込みと確保方策	52	「⑩-1放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「需要見込みと確保方策」に、「なお、障害等により特に保育の必要性が高い児童数が見込みより増加した場合でも、需要見込みを上回る確保方策の実施を予定しているため、学童クラブを利用することができる見込みです。」を追記	No.24
	53	「⑩-1放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「需要見込みと確保方策」について、北原小学校の新校舎供用開始時期の変更に伴い、「確保方策」の数値修正。これに伴い表下※中における表記削除	-
	54	「⑩-2キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業」の「事業概要」に、「キッズ・プラザでは日常的に子どもの声を聴き、子どもの意見を取り入れた運営を行います。」を追記	No.29・ 30
	54	「⑩-2キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業」の「需要見込みと確保方策」について、北原小学校の新校舎供用開始時期の変更に伴い、「需要見込み」及び「確保方策」の数値修正。これに伴い表下※中における表記削除	-
	59	「⑩妊婦等包括相談支援事業」の「事業概要」に、「なお、体調不良や急な里帰りなど、必要に応じてオンラインでの面接を行います。」を追記	No.32
第4節 計画の推進	65	「1計画の推進体制」に「(5)各事業の広報・周知の実施」を新設し、「区ホームページや区報をはじめとした情報発信を行うほか、子育て支援ハンドブック「おひるね」では、目的別に必要に応じた情報が取得できるよう定期的に更新します。また、LINEやXなどのSNSの活用や、効果的に情報を得られる動画による情報発信など、子育て家庭のニーズに合わせた媒体を活用することで、各事業の広報・周知を実施します。」を追記	No.37～ 40

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)
【令和7年度～令和11年度】
(案)

令和7年(2025年)1月

中野区

目 次

第1節	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景・目的	2
2	計画の位置づけ・他の計画との関連	3
3	計画期間・計画の対象	4
4	調査の実施	4
第2節	子どもと子育て家庭を取り巻く状況	5
1	子ども・子育てをめぐる動き	6
(1)	国の動向	6
(2)	区の動向	7
2	中野区の状況	9
第3節	需要見込みと確保方策	31
1	教育・保育施設の現状と利用状況	32
2	子ども・子育て支援制度の概要	33
3	需要見込みと確保方策	35
(1)	幼児期の教育・保育	35
(2)	地域子ども・子育て支援事業	40
(3)	こども誰でも通園制度	60
第4節	計画の推進	63
1	計画の推進体制	64
2	計画の点検・評価	65
参考資料		67
	中野区子ども・子育て会議条例	68



第1節

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・目的

子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を定める計画です。子ども・子育て支援法では、区市町村に対し、5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務づけています。

区は、子育てサービスの計画的な整備を進めるとともに、子どもと子育て家庭に関する様々な課題に対応するため、平成27年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定しました。

その後、出生数の減少や保育施設における待機児童の解消など、保育需要に変化が見られたため、令和5年3月に直近の実績値等をもとに、計画値の見直しを行い、「中野区子ども総合計画」に包含される形で、令和5・6年度を計画期間とする「中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間の見直し」を策定し、計画に基づいて施設の整備やサービスの提供を行ってきました。

令和4年6月に、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法が改正され、家庭支援事業が新設されました。また、令和6年6月に、子ども・子育て支援法などが改正され、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業、乳児等のための支援給付）の創設や、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業へ位置付けられることなどが盛り込まれました。

また、少子化、核家族化、保護者の就労状況の多様化など、社会状況等が大きく変化する中、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更となり、様々な活動が徐々に再開されてきました。

令和6年3月には、新たな計画策定に向けて、子ども・子育てアンケート調査を実施し、保護者の就労状況や保育サービスの利用意向などについて分析しました。

このような背景を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を策定しました。全ての子どもと子育て家庭への支援充実を目指し、需要に応じたサービス提供体制を確保していきます。

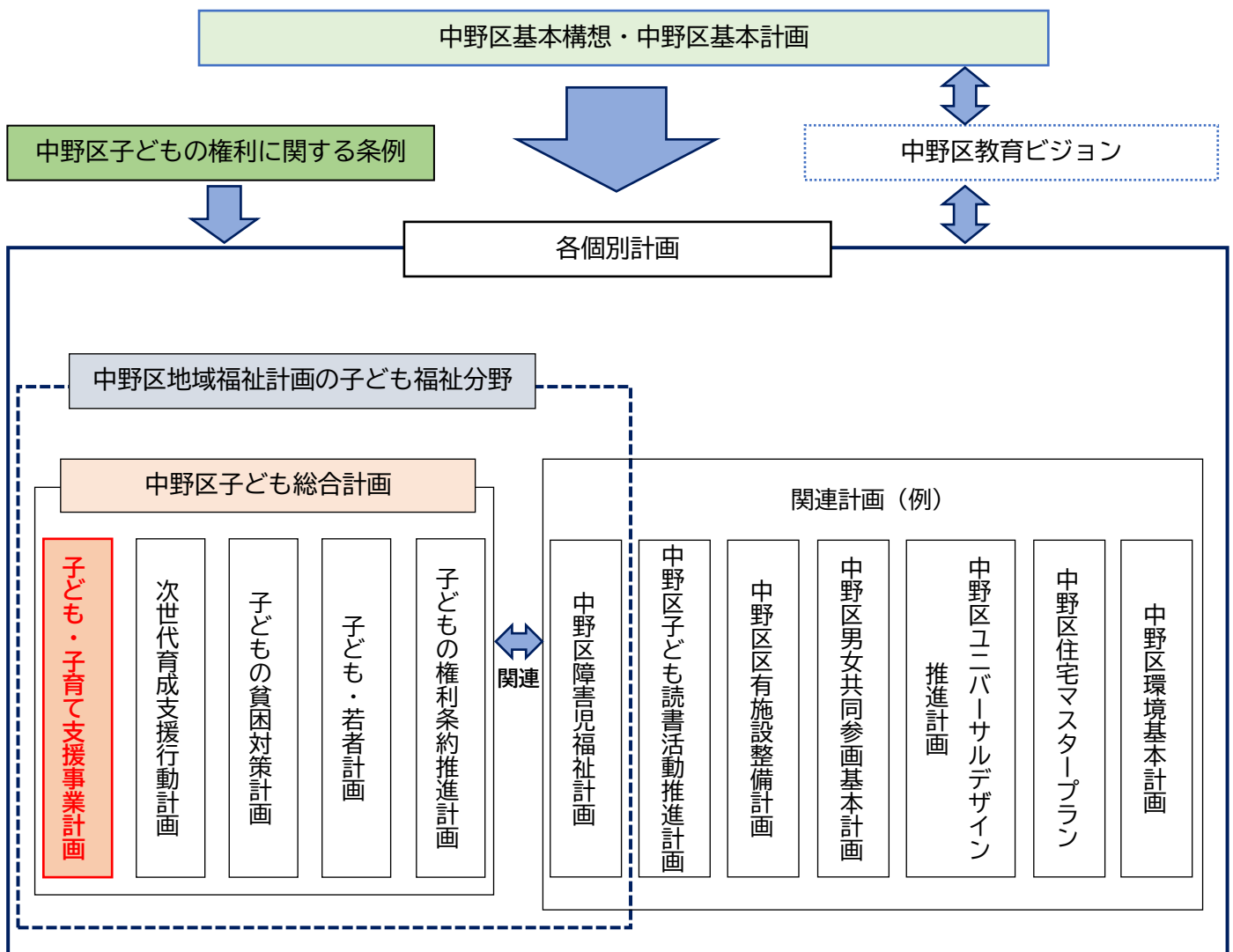
2 計画の位置づけ・他の計画との関連

(1) 計画の位置付け

この計画は、令和5年3月に策定した「中野区子ども総合計画」の第4章「子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間の見直し」について、子ども・子育て支援法に基づく基本方針を踏まえ、改定するものです。

なお、中野区子ども総合計画は、中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、5つの法定計画を包含する総合的な計画です。

(2) 他の計画との関連



3 計画期間・計画の対象

(1) 計画期間

計画期間は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める計画期間である令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね18歳まで）及びその家族とします。

4 調査の実施

本計画の策定に先立ち、保育施設や幼稚園、子育てサービス等の利用状況、利用希望等について把握し、計画の基礎資料とするため、子ども・子育てアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

(1) 調査対象

令和5年9月1日現在の年齢が0～5歳の乳幼児の保護者及び就学児童（小学校1年生～6年生）の保護者

(2) 調査期間

令和5年9月20日～10月20日

(3) 調査対象者数・有効回収数・有効回収率

調査名	乳幼児調査	就学児童調査
調査対象者数	6,026 票	6,050 票
有効回収数	2,168 票	1,997 票
有効回収率	36.0%	33.0%

(4) 調査内容

父母の就労状況、保育サービスの利用実績、利用意向等について



↑
アンケートの調査結果
について、詳しくは上図の
QRコードをお読み取りく
ださい



第2節

子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 子ども・子育てをめぐる動き

(1) 国の動向

① こども基本法の成立・こども家庭庁の創設

これまで日本には、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を包括的に保障する基本法が存在していませんでしたが、令和4年6月にこども基本法が成立し、令和5年4月に施行されました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

また、令和4年6月に、こども家庭庁設置法がこども基本法と同時に成立し、令和5年4月に法が施行され、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁が設置されました。子ども施策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組んでいます。また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化されました。

② こども大綱の閣議決定

これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた、こども大綱が令和5年12月22日に閣議決定されました。同大綱は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

③ 児童福祉法の改正（令和4年6月）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。同法では、区市町村が、地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭への訪問による生活の支援、学校や家以外の子どもの居場所支援、親子関係の構築に向けた支援を実施することなどが盛り込まれており、今後さらに子どもと子育て家庭への支援を充実していく必要があります。

④ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の成立

子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、令和6年2月16日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、令和6年6月5日の参議院本会議で可決・成立しました。本改正は、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することなどが盛り込まれています。

(2) 区の動向

① 中野区子どもの権利に関する条例の制定

区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例には、子どもの権利の保障の基本理念、区、区民、事業者等の役割、場面ごとに特に保障されるべき権利や子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組、子どもの権利の相談及び侵害からの救済の仕組み等を定めています。

また、条例に基づいた子どもの権利侵害からの速やかな救済と子どもの権利の保障を図るための機関として、令和4年9月に子ども相談室を開設しました。

② 中野区子ども総合計画の策定

区は、中野区基本構想及び中野区基本計画との整合性を図るとともに、子どもの貧困対策、若者支援、子どもの権利保障の推進など、新たな課題に対応するため、令和5年3月に「中野区子ども総合計画」を策定しました。本計画は、中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子どもに関する5つの法定計画を包含する総合的な計画です。なお、こども基本法第10条の「市町村こども計画」に相当するものとして策定しています。

③ 中野区児童相談所の設置

平成28年5月に児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、すこやかな成長・発達や自立等を保障される等の権利を有することが明確化されるとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を図るため、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。これを受け、区は令和4年4月に中野区児童相談所を設置しました。

これまで児童虐待への対応は、区の子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が連携して行っていましたが、中野区児童相談所設置後は、区において一貫して対応ができるようになりました。

また、児童相談所の設置に伴い、児童福祉審議会の設置に関する事務や里親の認定に関する事務等が東京都から移管されました。

④ 中野区子ども・若者支援センターの開設

区は、令和3年11月に中野区子ども・若者支援センターを開設しました。子ども・若者支援センターの中に児童相談所を開設し、同建物内に移転した教育センターと連携しながら、家庭環境や児童虐待に関する相談、教育上の悩みや不登校に関する相談を受け付けているほか、39歳までの若者とその家族の相談、発達に課題や障害のある子どもに関する就学相談を行っています。

また、若者相談事業として、義務教育終了後から39歳までの若者が、進学や就職などの進路について気軽に話したり、ゆっくり過ごせる居場所として「若者フリースペース」を設けています。

2 中野区の状況

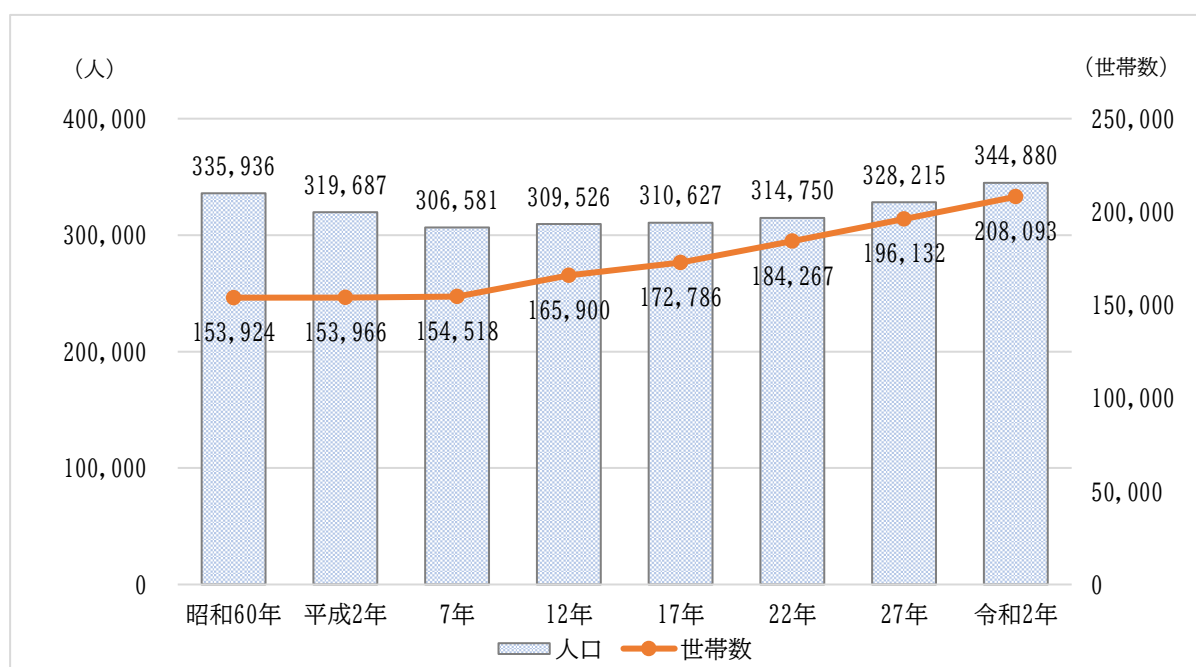
(1) 中野区の人口等の推移

① 区の人口と世帯数の推移

区の人口は、平成7年に306,581人まで減少しましたが、以降増加傾向となり、令和2年には344,880人となっています。

世帯数については、平成7年までほぼ横ばいで推移していましたが、以降増加傾向に転じ、令和2年には208,093世帯となっています。

区の人口と世帯数の推移

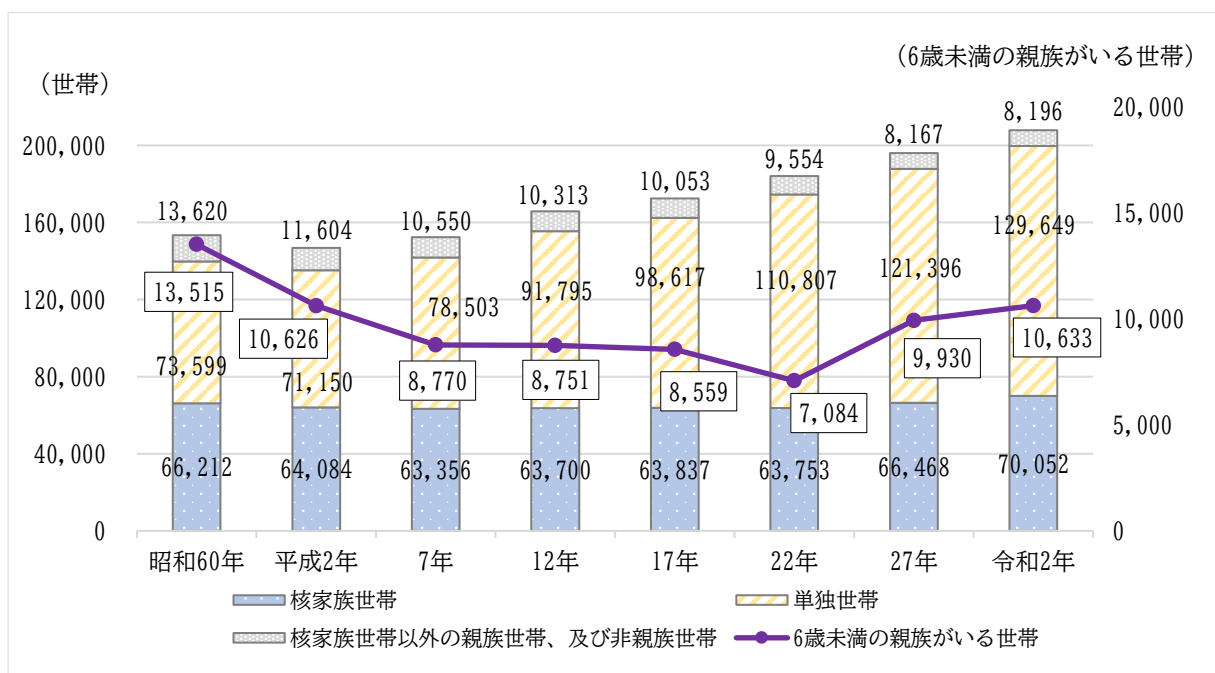


【出典：国勢調査】

② 区の世帯類型の推移

区の単独世帯の数は、昭和60年に73,599世帯でしたが、令和2年には129,649世帯まで増加し、一般世帯に占める割合は62.4%となっています。核家族世帯の数は、昭和60年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、一般世帯に占める割合は昭和60年の43.2%から令和2年の33.7%と減少傾向にあります。また、6歳未満の親族がいる世帯は、平成22年まで減少傾向でしたが、平成27年以降増加に転じています。

区の世帯類型の推移



【出典：国勢調査】

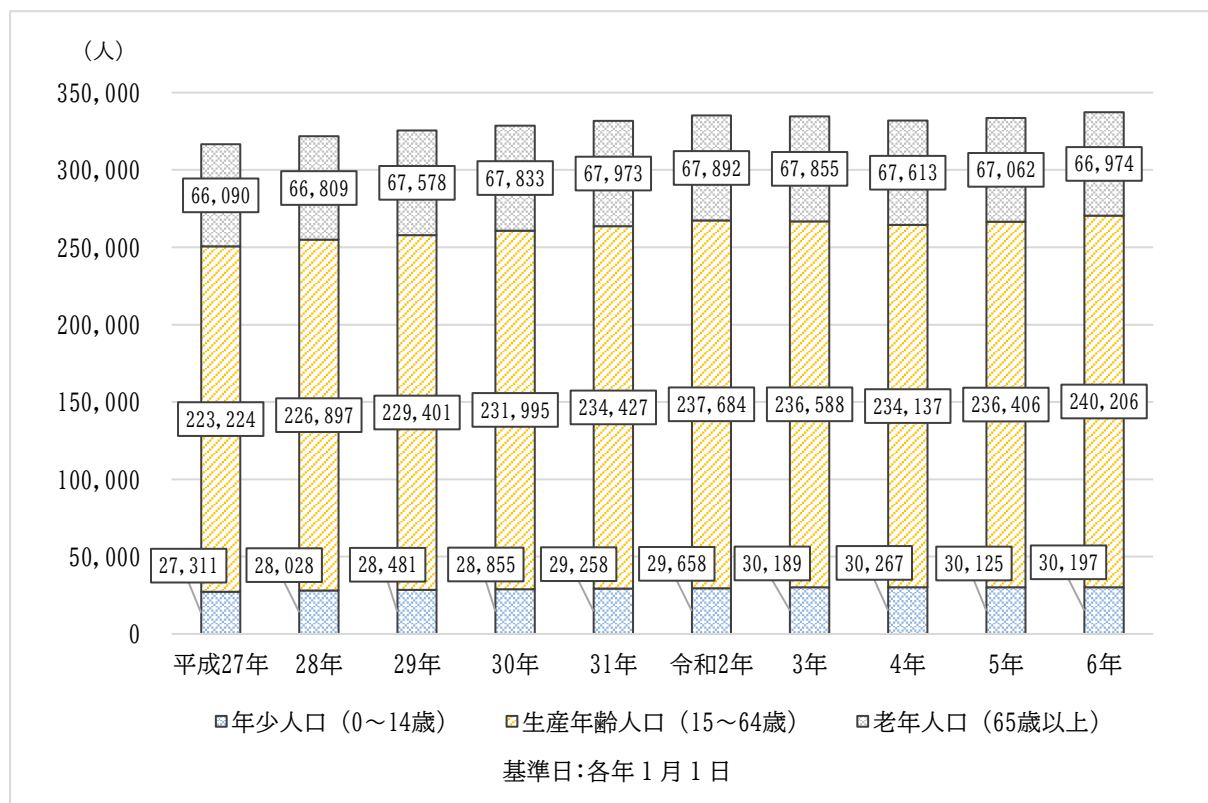
【注】

- 世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があります。一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えている単身者、②前述の①の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいいます。また、施設等の世帯とは、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者などをいいます。
- 世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいる世帯です。非親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯です。単独世帯とは、世帯人員が一人の世帯です。なお、核家族世帯とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親と子どもからなる世帯④女親と子どもからなる世帯をいいます。

③ 区の年齢3区分別の人口の推移

区における令和6年の年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0歳から14歳）及び生産年齢人口（15歳から64歳）が区全体の人口の8割を占めています。また、年少人口は増加傾向にあり、令和3年には30,000人を超えましたが、その後は横ばいで推移しています。

区の年齢3区分別の人口の推移

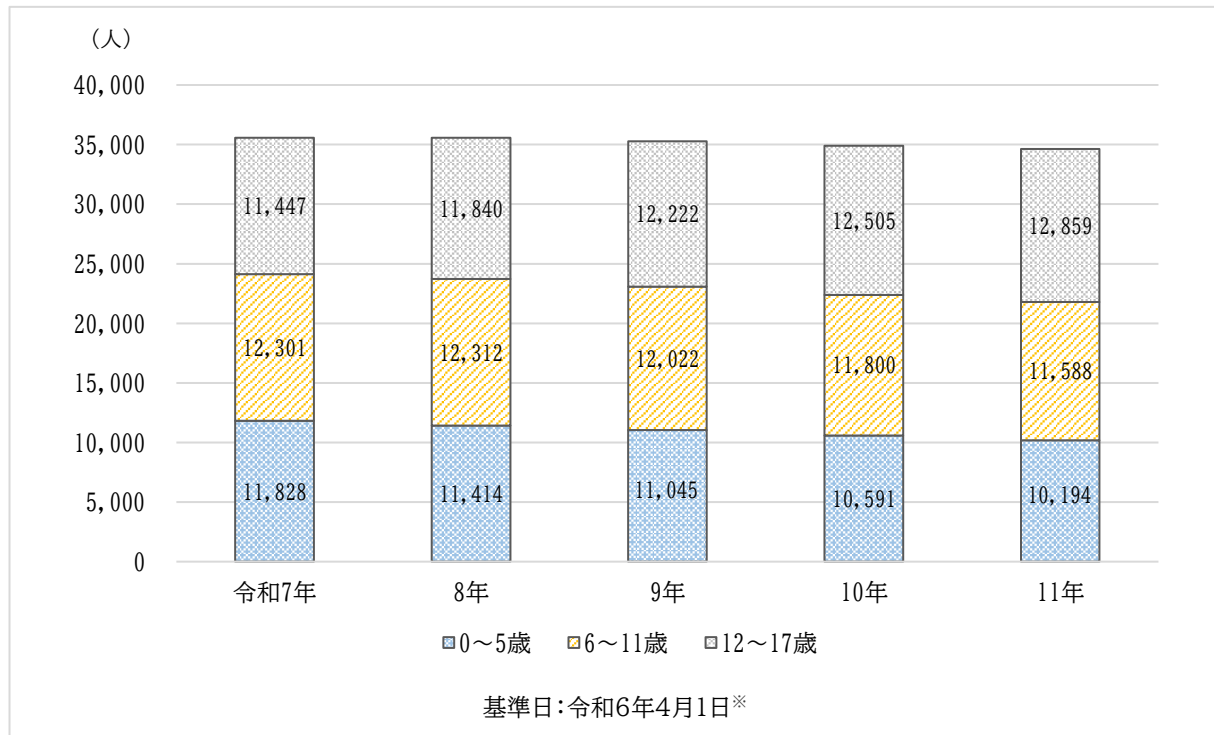


【出典：中野区統計書】

④ 区の子ども人口の将来推計

区における令和7年から令和11年までの18歳未満の子どもの人口の推移をみると減少傾向にあります。令和10年には子どもの人口は35,000人を下回っており、特に0～5歳児人口については、年々減少傾向になると推計しています。

区の子ども人口の将来推計



【出典：子ども教育部統計】

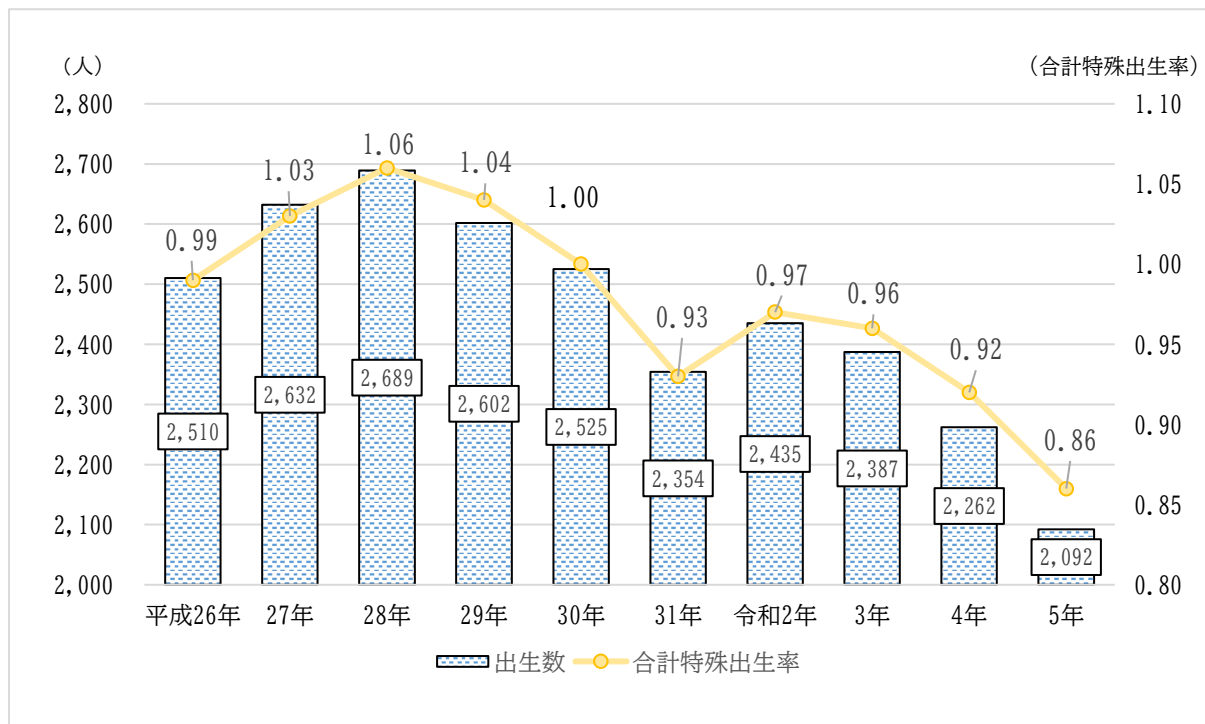
※令和6年4月1日の住民基本台帳を基準として、コーホート変化率法により推計しました。推計にあたっては、市街地再開発事業による影響や過去の実績等に基づきながら、一定の補正を加えています。

(2) 出生・出産の現状

① 区の出生数と合計特殊出生率

区における出生数と合計特殊出生率は、平成28年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じています。令和2年に出生数、合計特殊出生率ともに若干増加しましたが、それ以降再び減少し、令和5年は大幅な減少となっています。

区における出生数と合計特殊出生率の推移



【出典：健康福祉部統計】

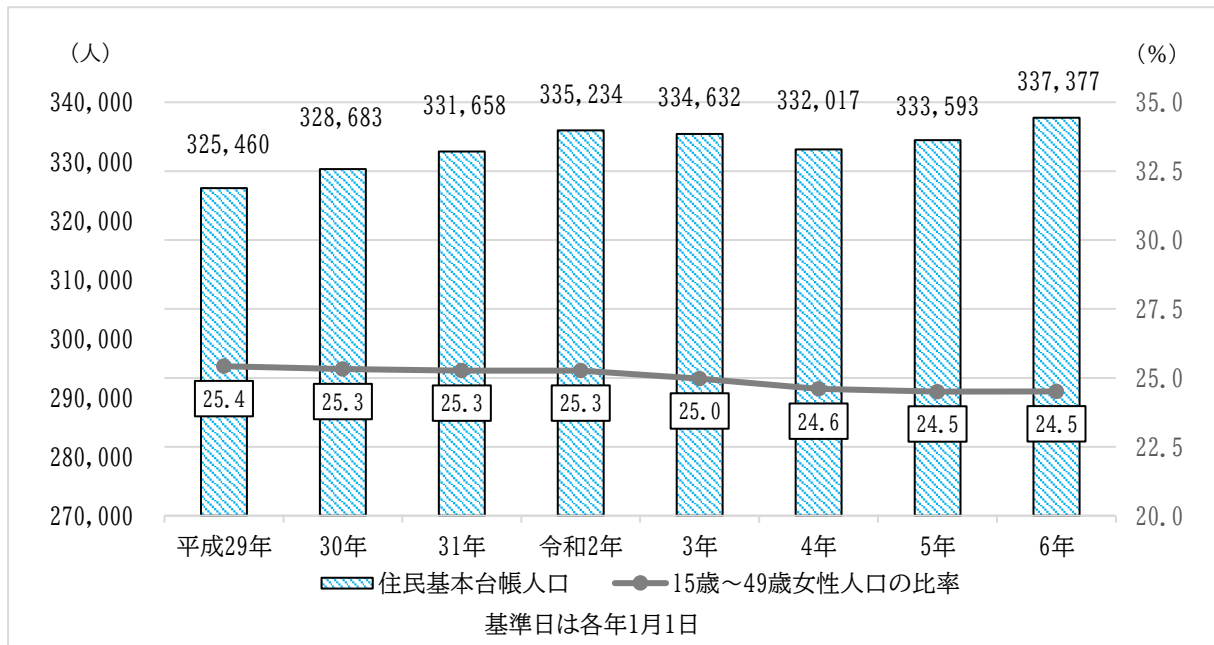
※合計特殊出生率…15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計。1人の女性が、仮にその年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を表す。

② 区の人口及び女性人口（15歳から49歳）の割合の推移

区の人口は令和3年から令和4年までの間、一時減少に転じていますが、増加傾向にあり、令和6年には337,377, 377人まで増加しています。

一方で、15歳から49歳の女性人口の割合は減少傾向にあり、令和6年には24.5%に減少しています。

区の人口と女性人口（15歳から49歳）の割合の推移

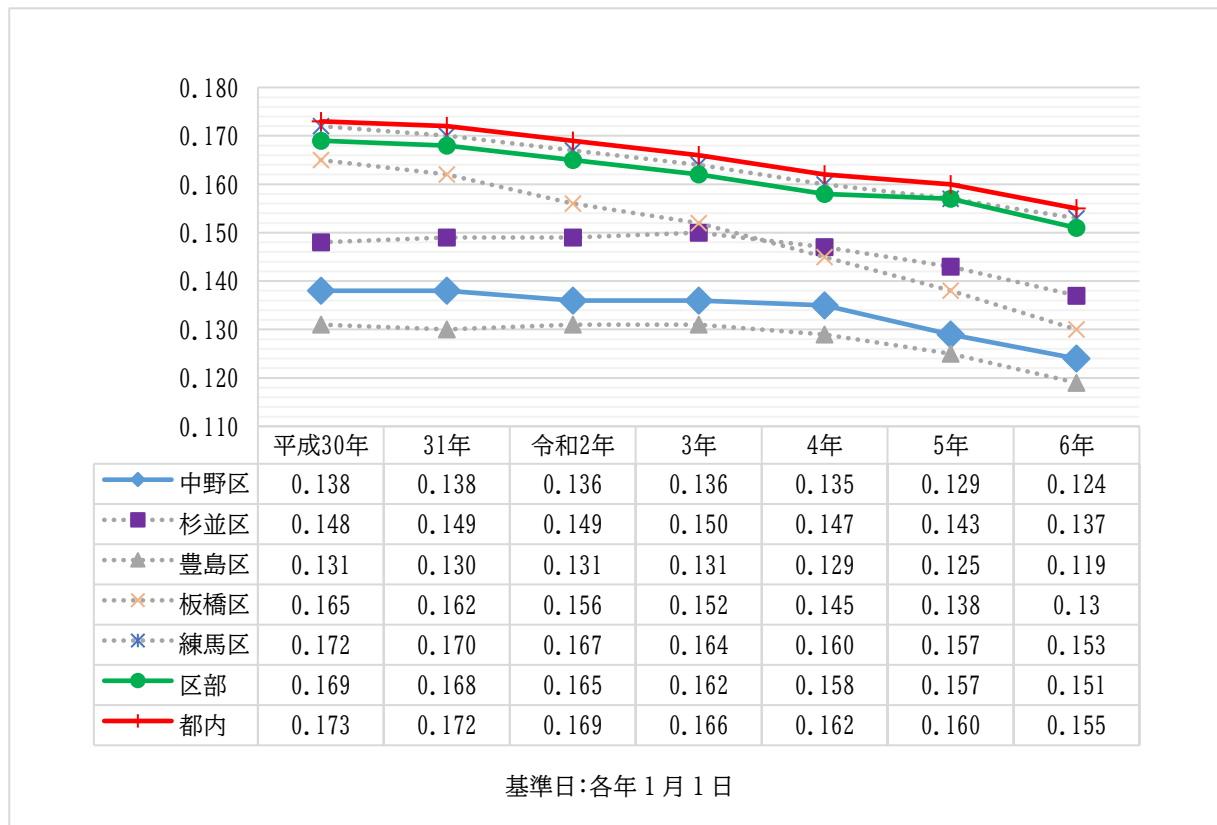


【出典：住民基本台帳】

③ 子ども女性比の推移

子ども女性比は、東京都全域で見ると平成31年までほぼ横ばいで推移していましたが、それ以降は減少傾向となっています。区においても令和4年まで横ばいでしたが、それ以降は減少しています。

東京都及び近隣区の子ども女性比の推移



【出典：東京都及び近隣区ホームページ】

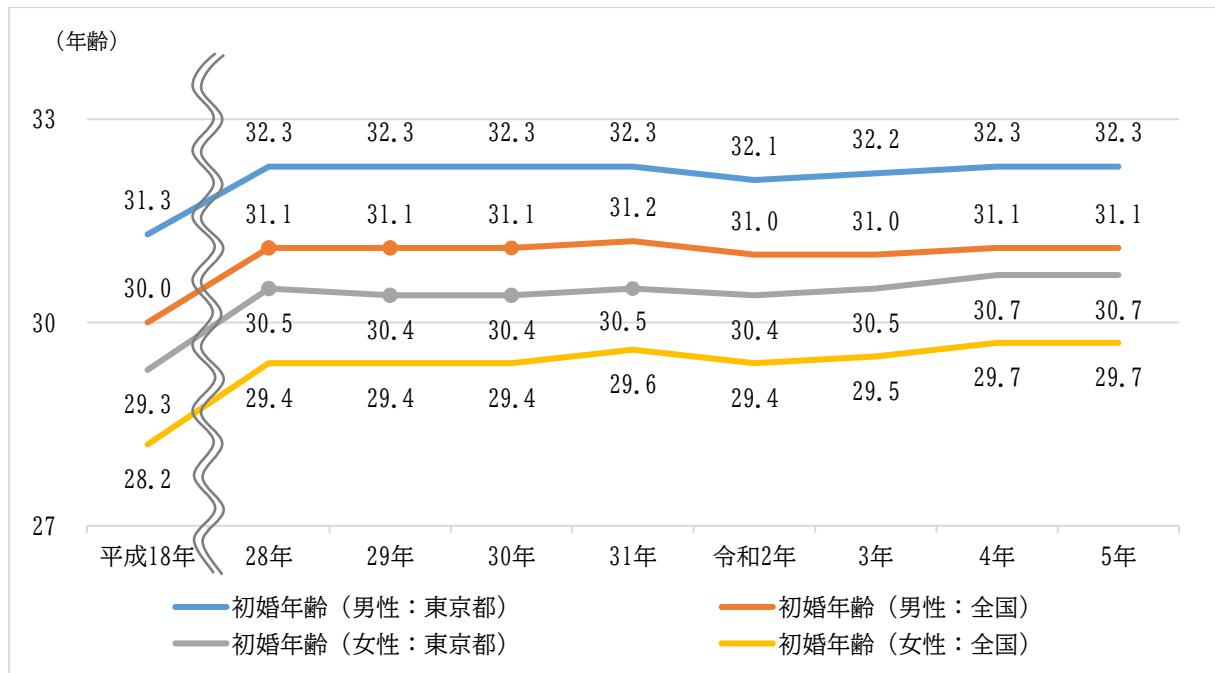
※子ども女性比…15歳から49歳の女性人口に占める0歳から4歳の人口の割合

④ 平均初婚年齢の推移

厚生労働省が実施した「人口動態調査」によると、平均初婚年齢は、平成18年から平成28年までの10年間で、全国、東京都ともに1歳以上高くなりましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。

東京都は全国に比べ、初婚年齢が高い傾向にあります。

全国及び東京都の平均初婚年齢の推移

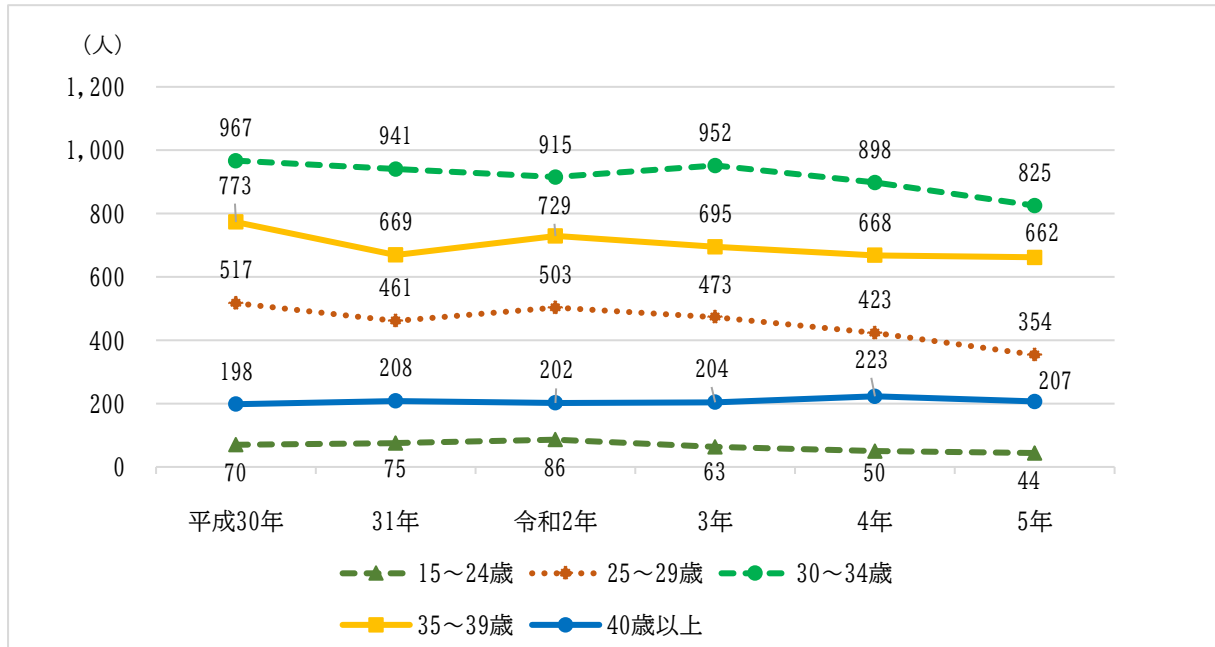


【出典：人口動態調査】

⑤ 区における母親の年齢別出産状況の推移

区における母親の年齢別出産状況をみると、30歳から34歳で子どもを産む女性が最も多く、35歳から39歳が2番目に多くなっています。

区の母親の年齢別出産状況の推移



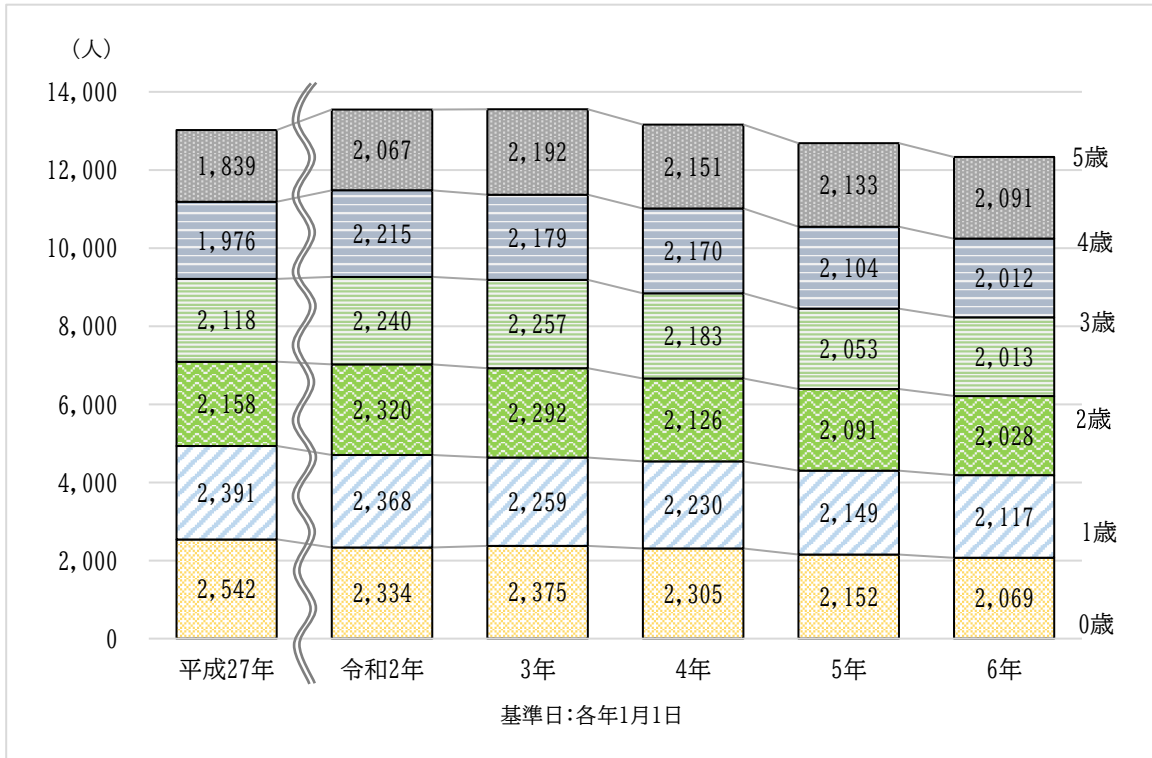
【出典：健康福祉部統計】

(3) 保育所、学童クラブの状況

① 区の未就学児の人口の推移

区における0歳児から5歳児までの人口は、平成27年から令和2年までの間に、約500人増加していますが、その後横ばいとなり、令和4年以降減少しています。

区の未就学児人口の推移

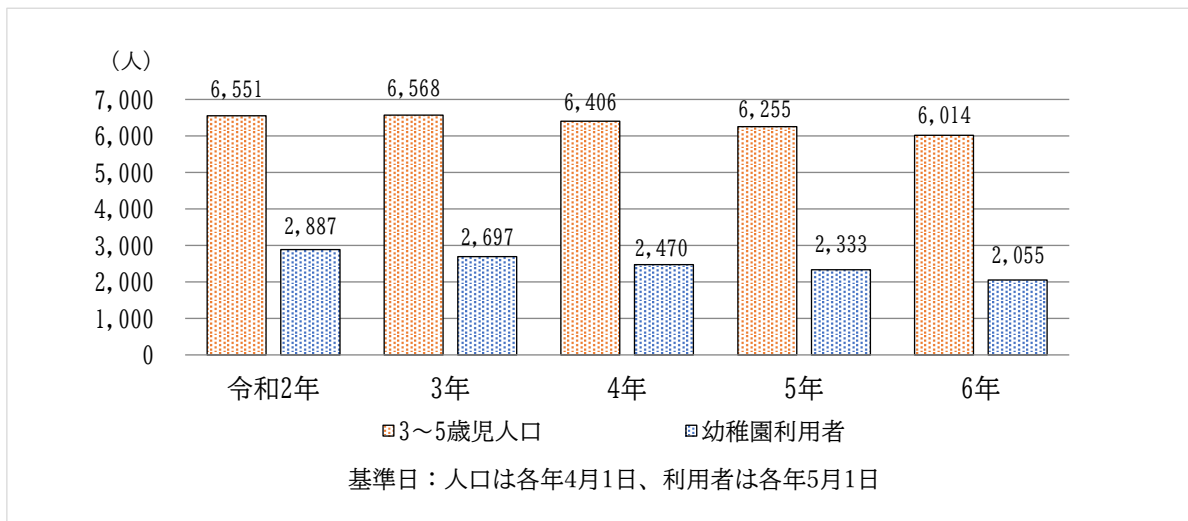


【出典：住民基本台帳】

② 幼稚園、保育施設の利用状況の推移

区の3歳児から5歳児人口は令和3年までほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年以降減少傾向となっています。幼稚園利用者においても年々減少しています。

区内在住の幼稚園利用者の推移（区外利用も含む）

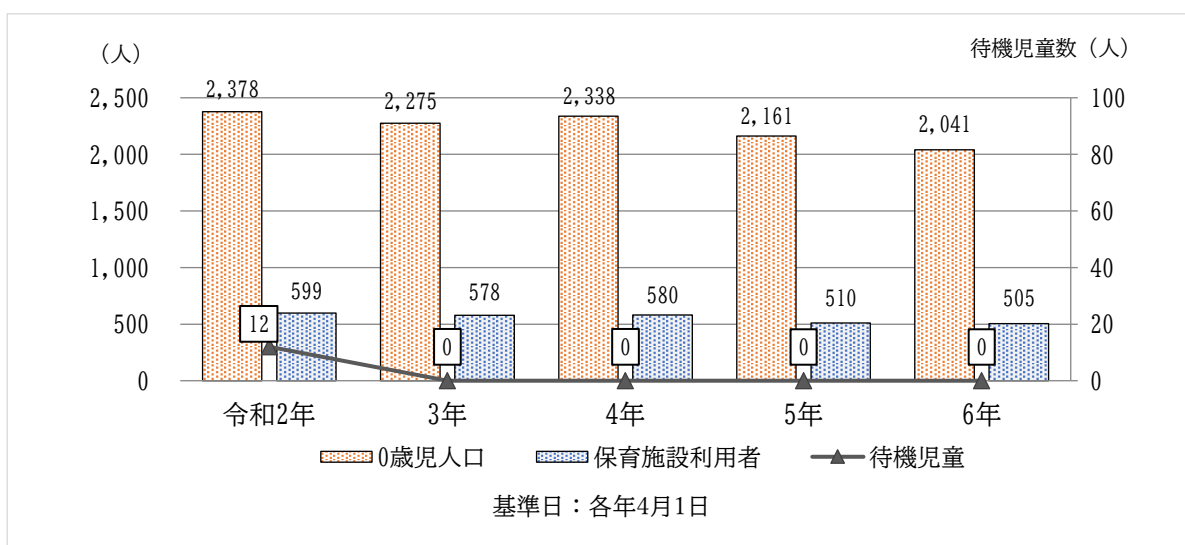


【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

区の0歳児人口と保育施設利用者は令和4年に増加となりましたが、近年はおおむね減少傾向にあります。令和3年以降の待機児童数はゼロとなっています。

0歳児の保育施設*の利用者の推移

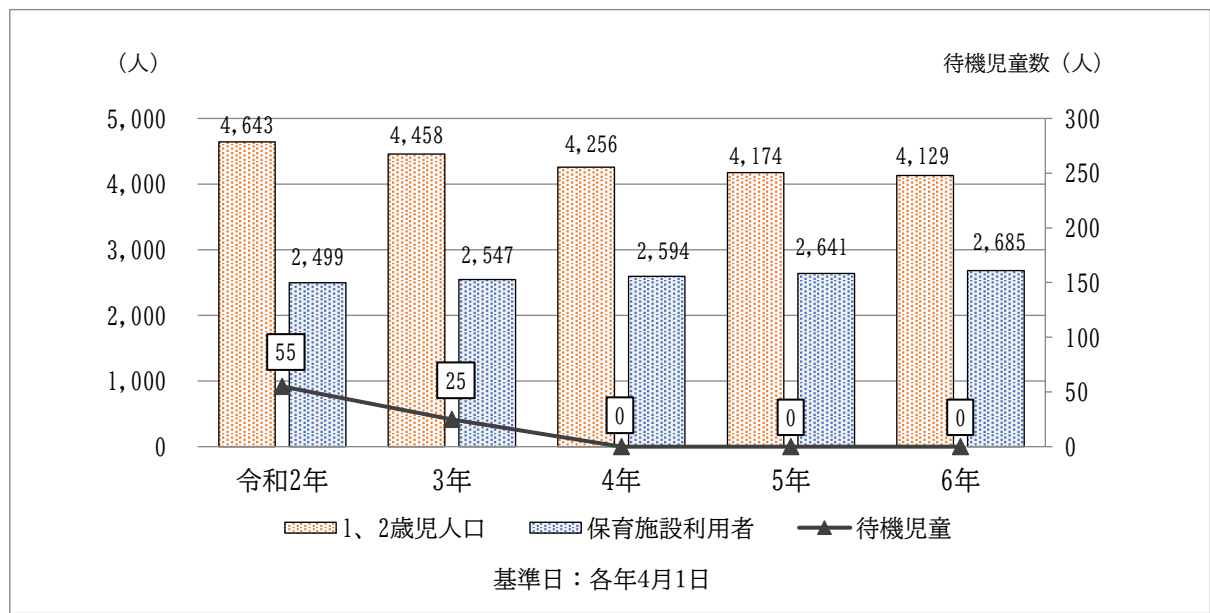
*保育施設には、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業が含まれます。



【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

近年、区の1、2歳児人口は減少傾向にありますが、保育施設利用者は増加傾向となっています。令和4年以降の待機児童数はゼロとなっています。

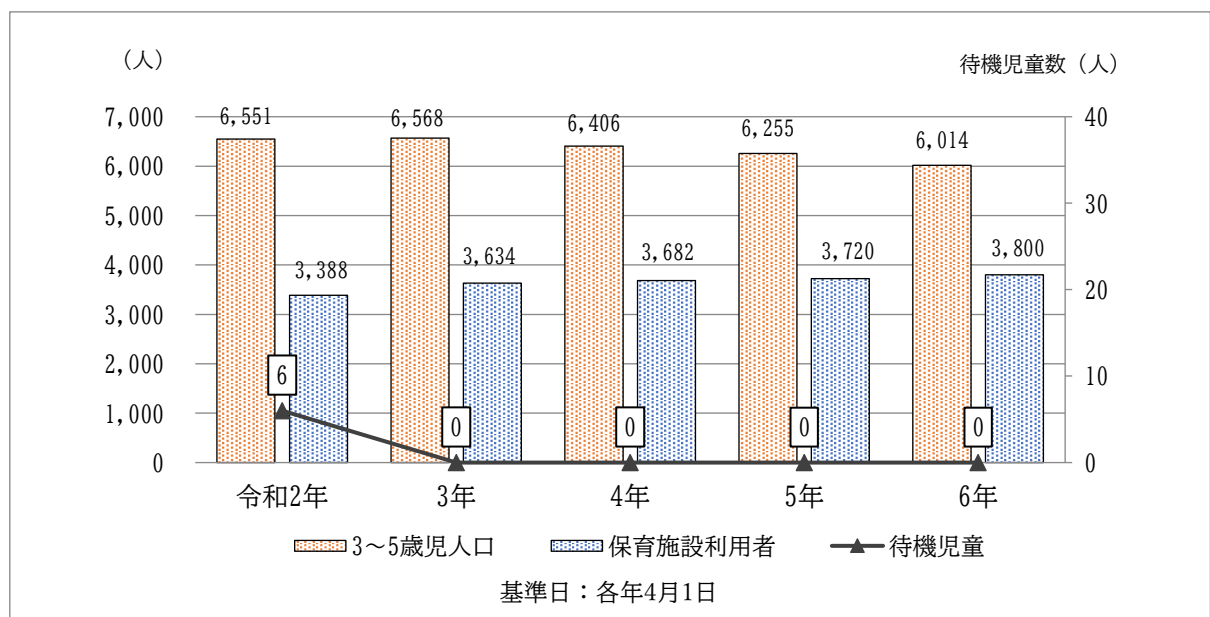
1、2歳児の保育施設*の利用者の推移



【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

区の3歳児から5歳児人口は令和4年以降減少傾向にありますが、近年保育施設利用者は増加傾向となっています。令和3年以降の待機児童数はゼロとなっています。

3～5歳児の保育施設*の利用者の推移



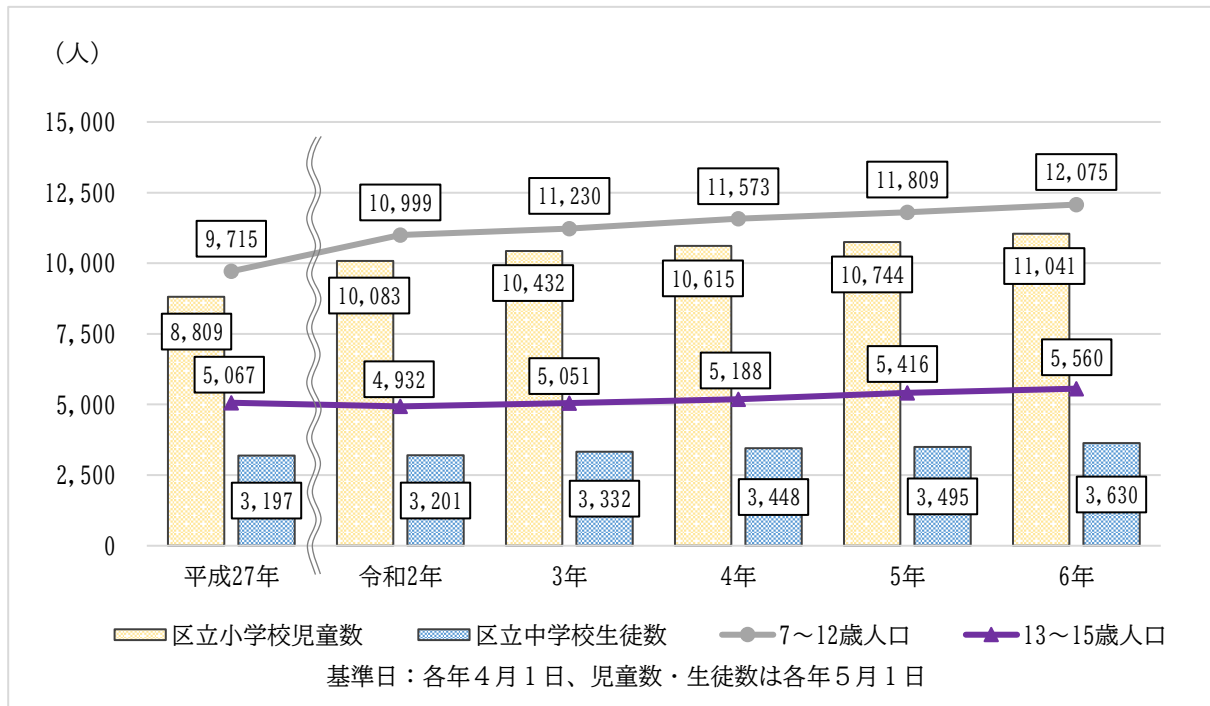
【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

③ 区の7歳から15歳までの人口と児童数・生徒数の推移

区の7歳から12歳までの人口は、増加を続けています。13歳から15歳までの人口は、ほぼ横ばいとなっていました。近年は増加傾向にあります。

区立小・中学校の児童数・生徒数ともに増加し続けています。

区の7歳から15歳までの人口と区立小・中学校の児童数・生徒数の推移

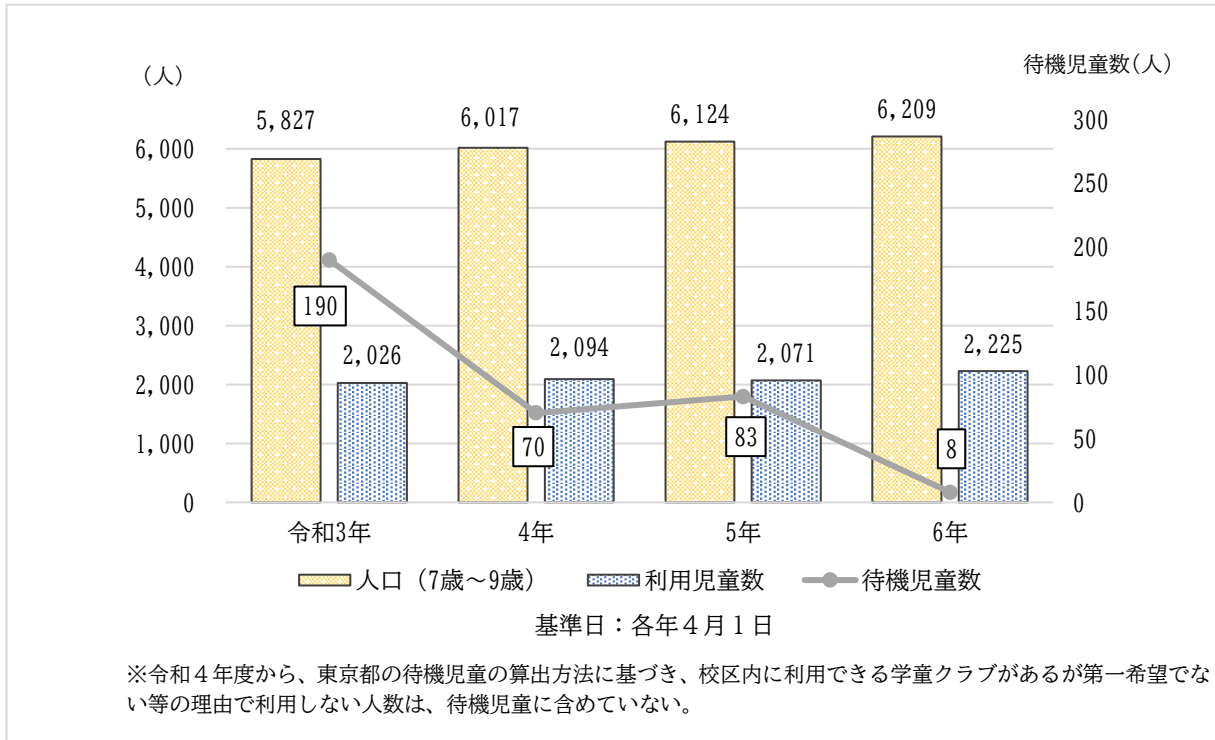


【出典：住民基本台帳及び教育委員会事務局統計】

④ 区の学童クラブの利用児童数と待機児童数の状況

区の7歳から9歳までの人口が増加しているとともに、学童クラブの利用児童数も増加傾向にあります。令和3年に190人だった待機児童数は、令和5年に83人まで減少し、令和6年には8人となりました。

区の学童クラブの利用児童数と待機児童数の推移

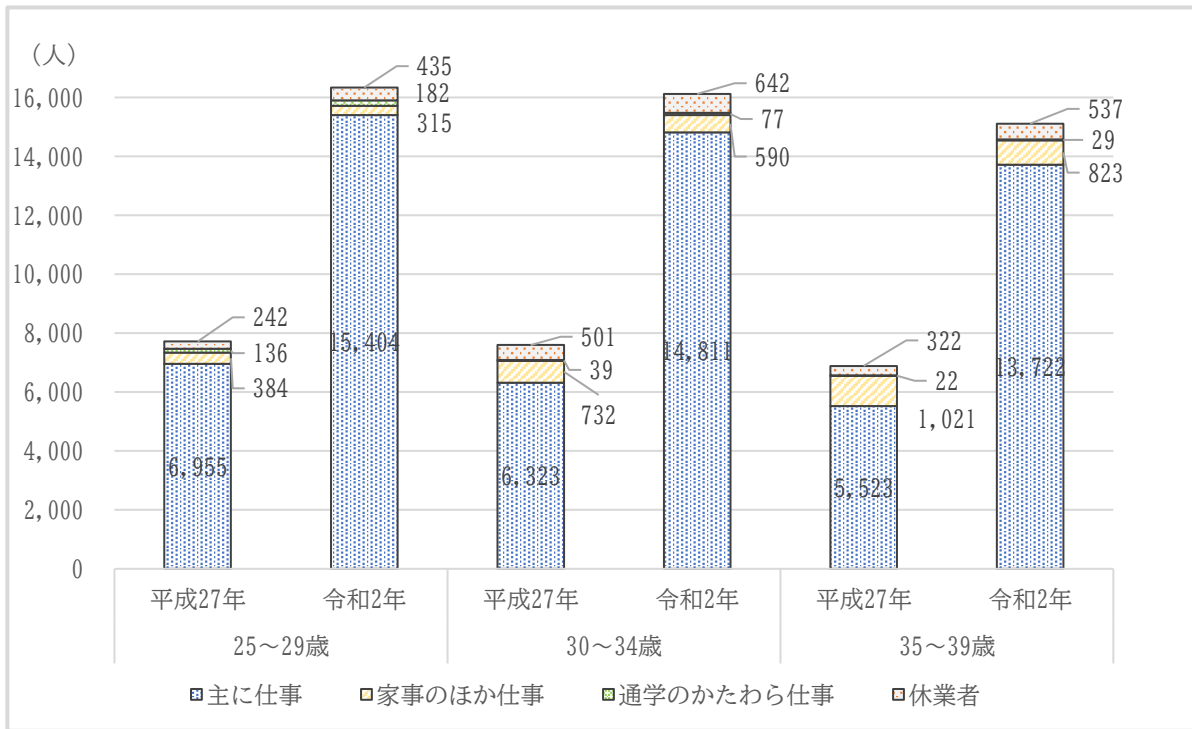


【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

⑤ 区における女性の就業状況

区における25歳から39歳までの女性の就業状況を5歳ごとの年代別にみると、主に仕事をしている女性の数が、令和2年は平成27年と比べていずれの年代も増加しています。

区における女性の就業状況

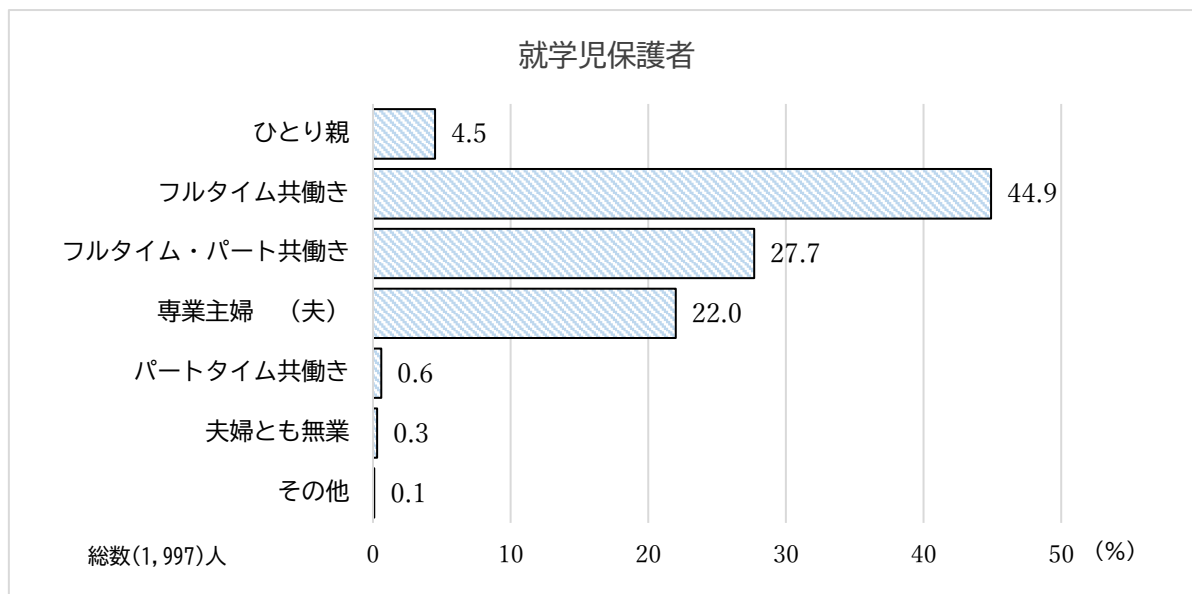
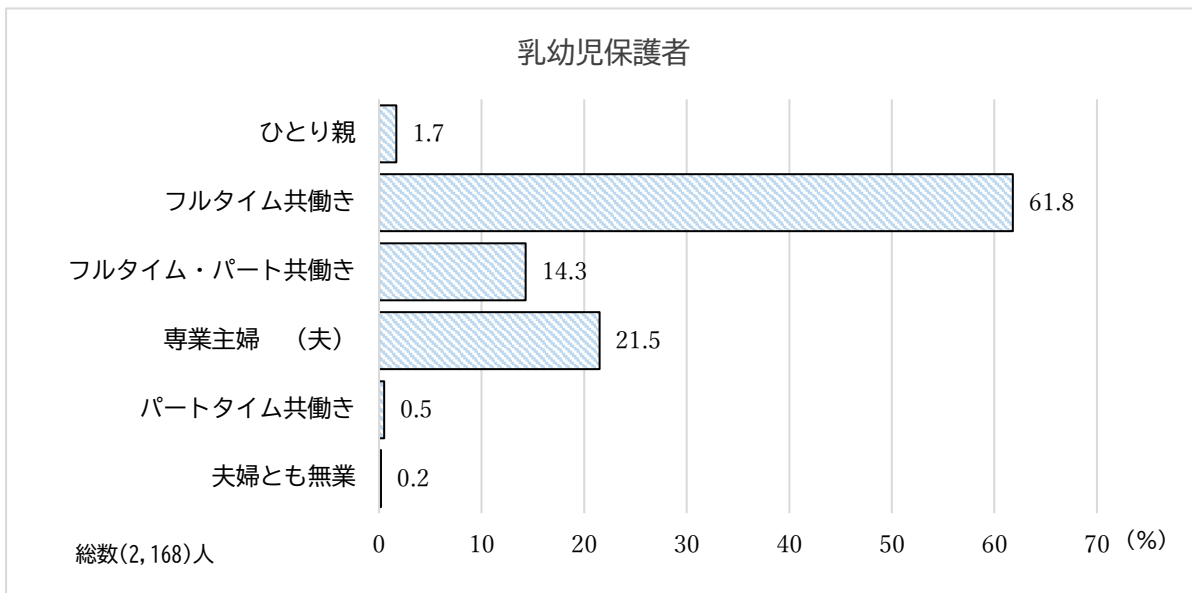


【出典：国勢調査】

⑥ 区における共働き世帯の割合

令和5年度に実施した「中野区子ども・子育てアンケート調査」によると、区の共働き世帯の割合は、乳幼児の保護者で76.6%、就学児の保護者で73.2%であり、ともに7割を超えています。

両親の就労形態からみた家庭類型

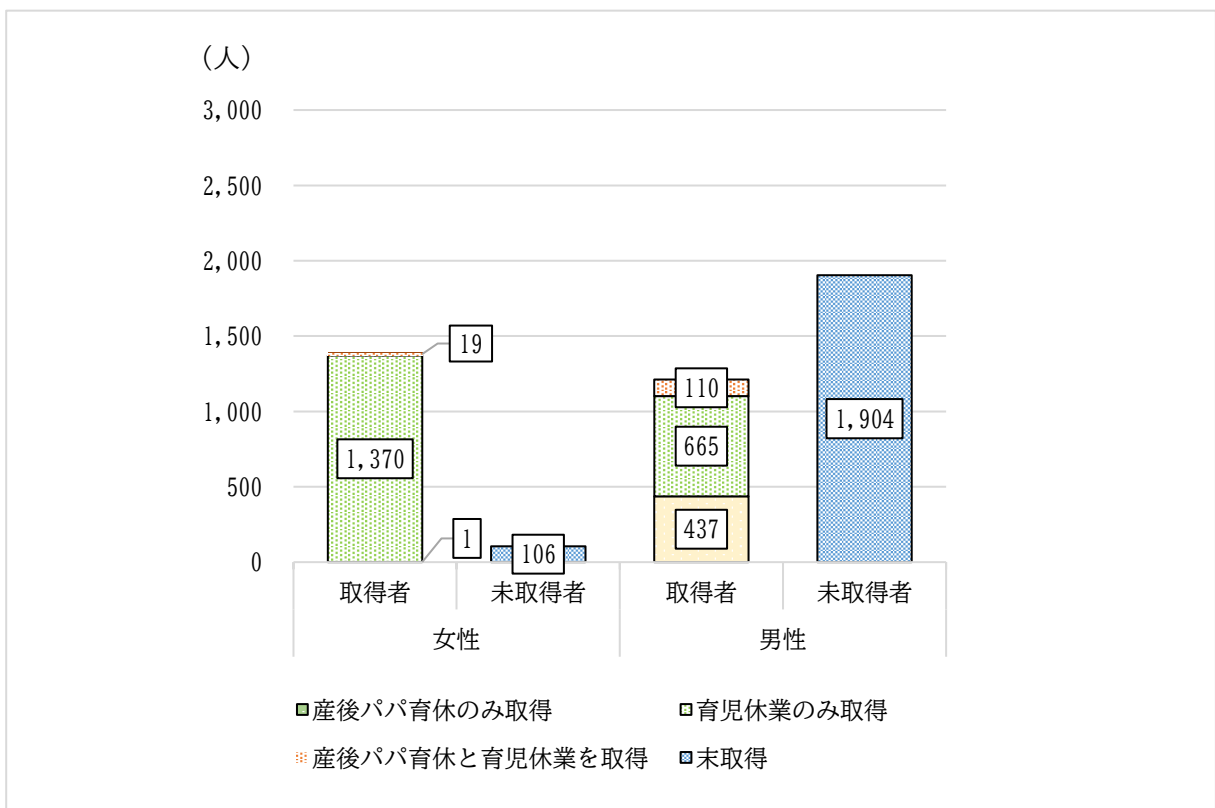


【出典：中野区子ども・子育てアンケート調査（令和5年度）】

⑦ 東京都における育児休業取得者の有無

東京都内全域の従業員規模30人以上の事業所及び当該事業所の従業員を対象に実施した、東京都の「企業における男女雇用管理に関する調査」によると、令和4年度に育児休業を取得した男性は1,212人(38.9%)、女性は1,390人(92.9%)でした。女性の育児休業取得率は高い水準で推移している一方、男性は近年上昇傾向にありますが、依然として低い水準となっています。

東京都における育児休業取得者の有無（令和4年度）



【出典：企業における男女雇用管理に関する調査】

※産後パパ育休（出生時育児休業）…産後8週間以内に4週間（28日）を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できる制度です。男性の育児休業取得促進のため、取得ニーズが高い子の出生直後の時期（子の出生後8週間以内）に、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設けられました。

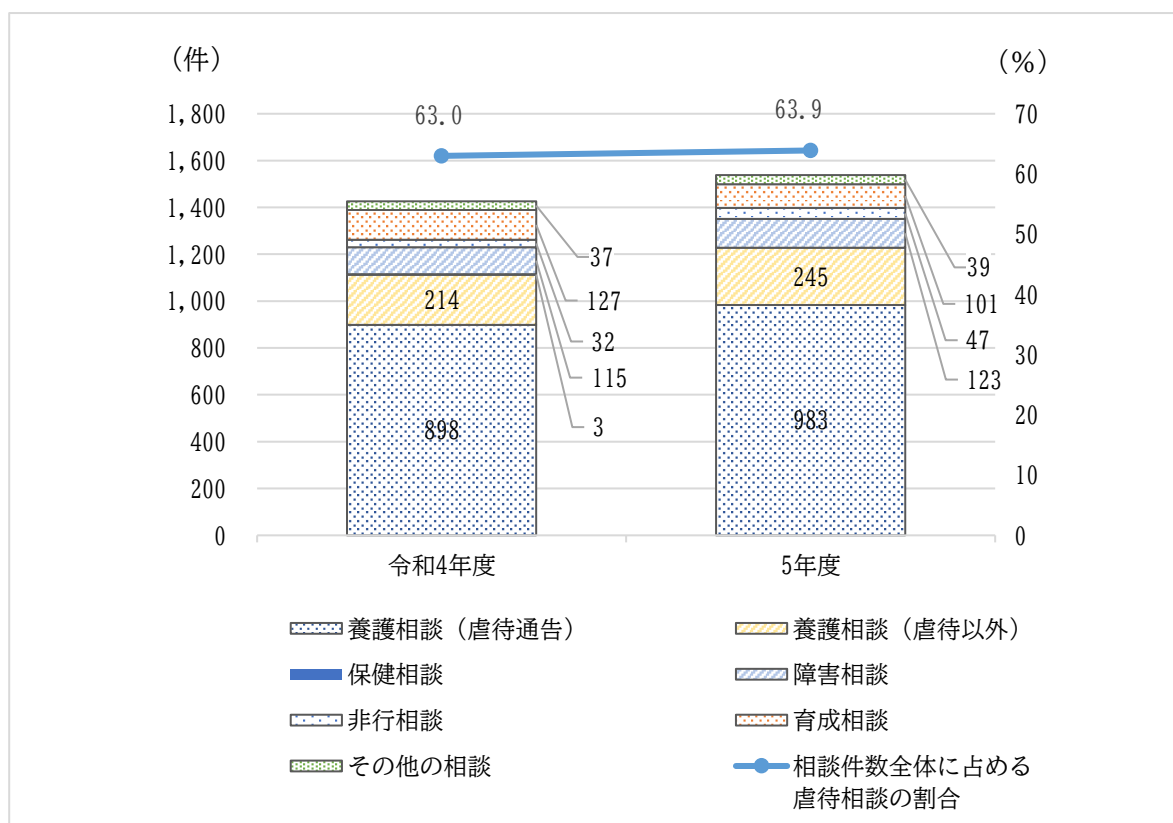
(4) 区における児童虐待の状況

① 中野区児童相談所における相談件数の推移

区では、中野区子ども・若者支援センターと、令和4年4月1日に開設された中野区児童相談所において、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対し、必要な助言・指導など子育ての総合的な支援の実施や、児童虐待に対する対応をしています。

令和5年度に中野区児童相談所で受け付けた相談件数は1,500件を超え、相談件数のうち大きな割合を占めるのが児童虐待相談で、令和5年度は約64%となっています。

児童相談所相談件数の推移

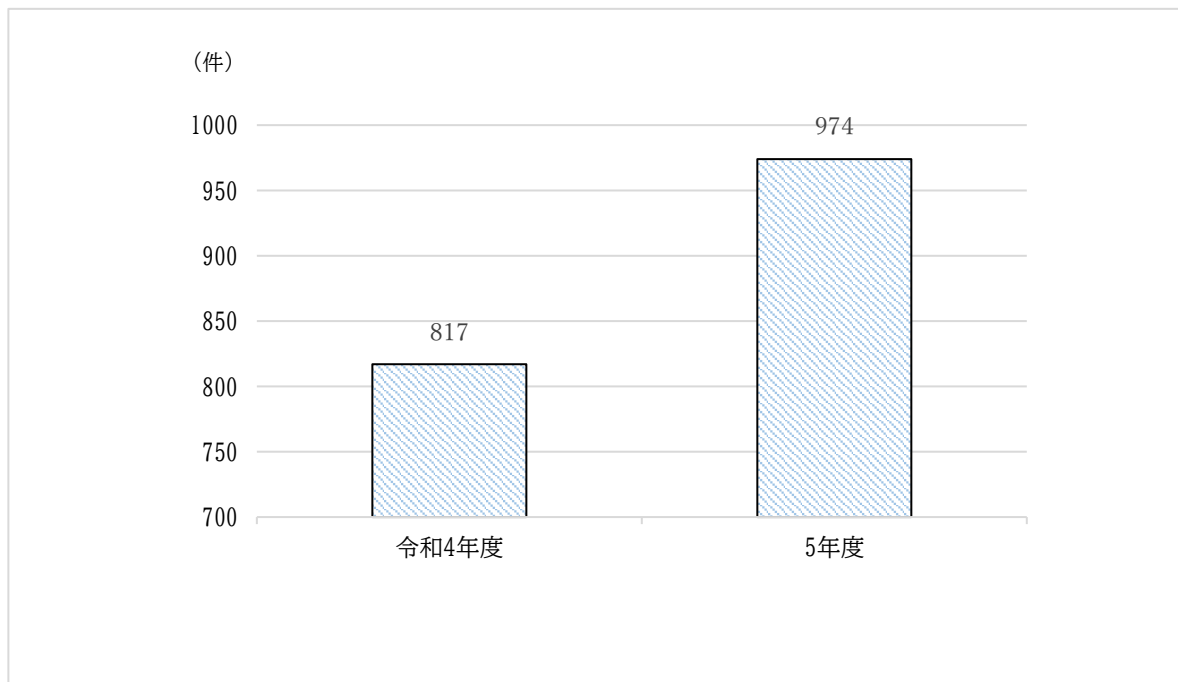


【出典：子ども教育部統計】

② 中野区児童相談所における虐待対応件数の推移

中野区児童相談所における虐待対応件数（新規・継続・指導の件数）は、令和4年度から令和5年度にかけて約150件増加しました。

児童相談所虐待対応件数の推移



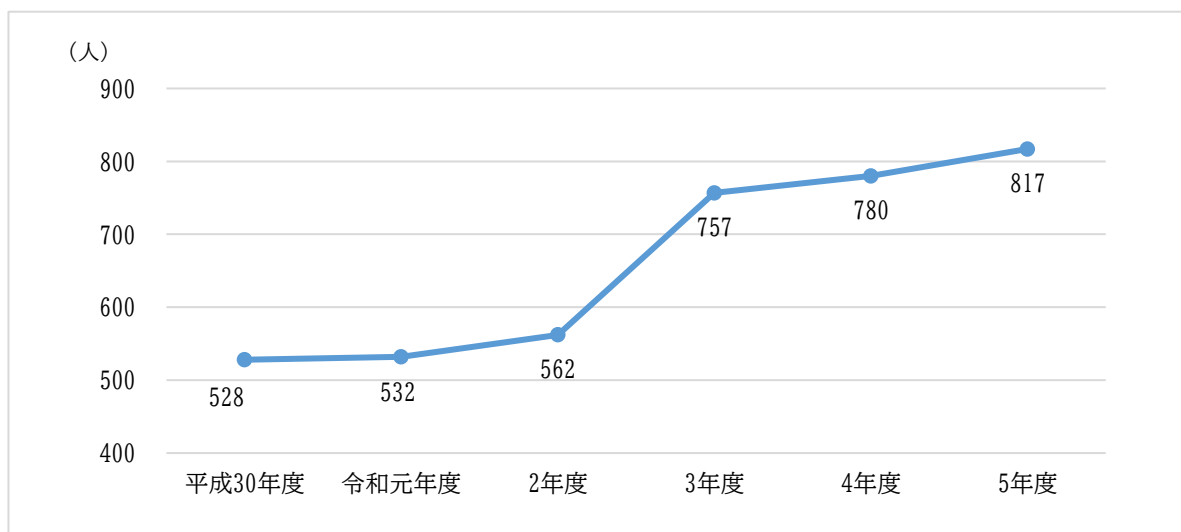
【出典：子ども教育部統計】

(5) 特別な支援を必要とする子どもの状況

① 区の未就学児発達支援対象者件数

未就学児のうち、発達に課題や障害があり、児童発達支援事業の対象となった子どもの数は年々増加しています。令和3年度は、区立施設において児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援」を開始したこともあり、大幅に増加しました。その後、年々増加傾向となっています。

区の未就学児発達支援対象者数の推移

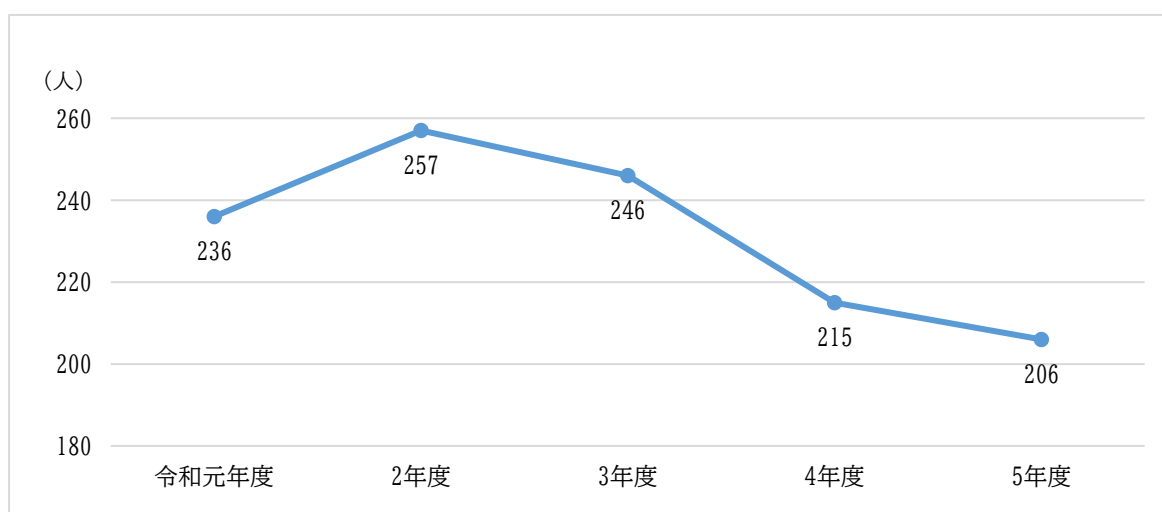


【出典：子ども教育部統計】

② 区内学童クラブにおける特別な支援を必要とする子どもの在籍数

区内学童クラブにおける特別な支援を必要とする子どもは、令和3年度以降減少しています。

区内学童クラブにおける特別な支援が必要な児童受入数の推移



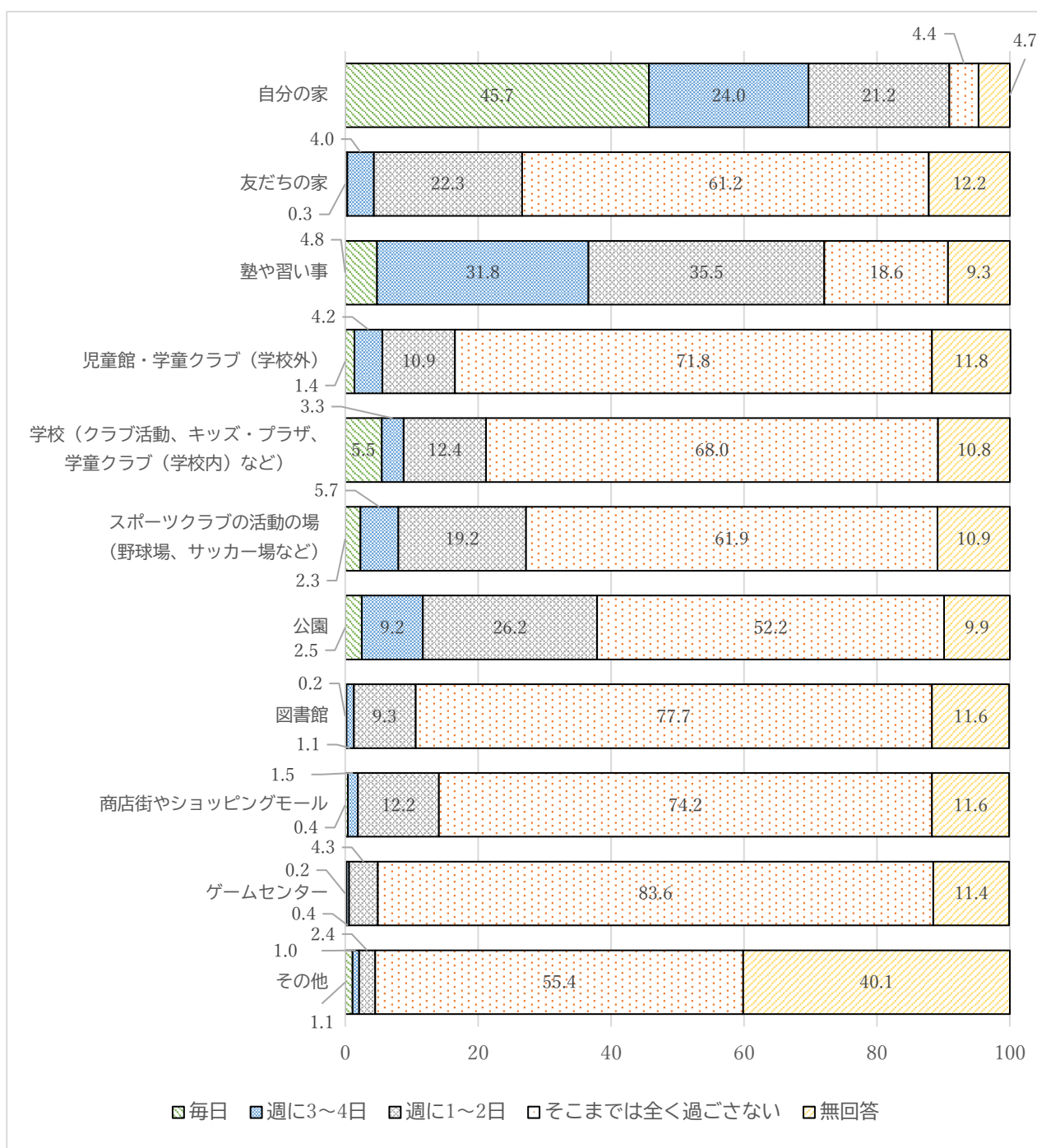
【出典：子ども教育部統計】

(6) 子どもが放課後に過ごす場所の状況

令和6年度に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」によると、小学生が平日の放課後に毎日過ごす場所は、自分の家が最も多く45.7%となっており、週に3日から4日過ごす場所は、塾や習い事が最も多く31.8%となっています。

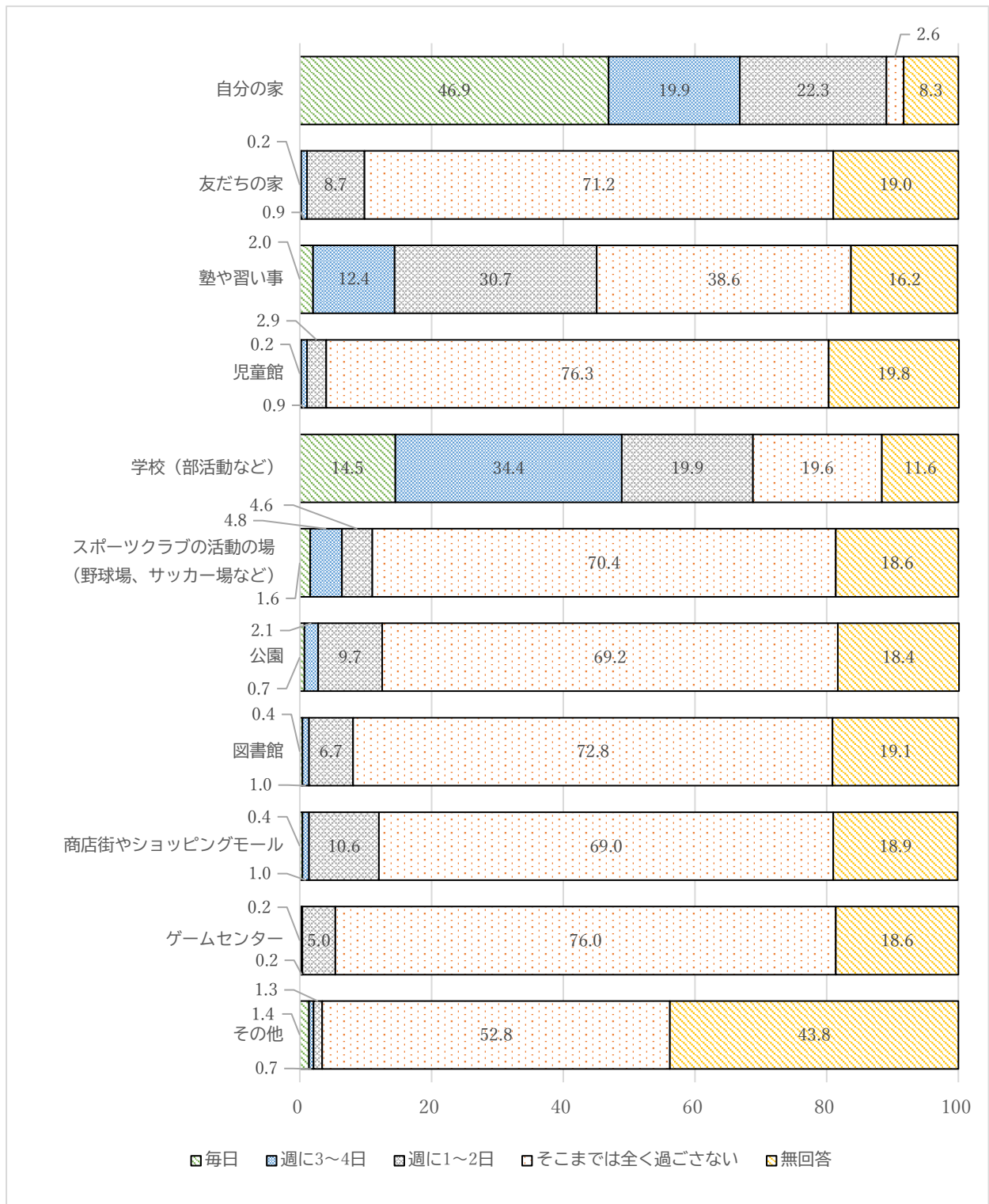
中学生についても、毎日過ごす場所は自分の家が最も多く46.9%で、週に3日から4日過ごす場所は、学校（部活動など）で34.4%となっています。

平日の放課後に過ごす場所（小学生）



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）】

平日の放課後に過ごす場所（中学生）



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）】



第3節

需要見込みと確保方策

1 教育・保育施設の現状と利用状況

◆区内の幼稚園の数・定員

(令和6年4月1日現在)

施設区分	施設数(か所)	定員(人)
私立幼稚園	18	3,317
区立幼稚園	2	160
合計	20	3,477

◆区内の保育施設の数・定員

(令和6年4月1日現在)

施設区分	施設数(か所)	定員(人)
認可保育所	93	7,403
区立	10	972
私立	83	6,431
地域型保育事業	17	177
家庭的保育事業	7	24
小規模保育事業	9	152
事業所内保育事業	0	0
居宅訪問型保育事業	1	1
認証保育所	7	212

◆区内の認定こども園の数・定員

(令和6年4月1日現在)

施設区分	施設数 (か所)	定員(人)	
		幼稚園的利用	保育園的利用
幼保連携型認定こども園	3	114	295
幼稚園型認定こども園	1	165	66
保育所型認定こども園	1	9	100
合計	5	288	461

2 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業

1 子どものための教育・保育給付

◆施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 認可保育所

◆地域型保育給付

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

3 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

4 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)【新規※4】

保育所等に通っていない子どもへの支援

2 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業【新規※1】
- 児童育成支援拠点事業【新規※1】
- 親子関係形成支援事業【新規※1】
- 産後ケア事業【新規※2】
- 妊婦等包括相談支援事業【新規※3】
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規※4】

※1…令和4年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※2…令和6年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された事業です。

※3…令和6年児童福祉法の改正により新たに追加された事業です。

※4…令和6年子ども・子育て支援法の改正により新たに追加された事業ですが、経過措置期間があります。詳しくは、本計画P.60「(3)こども誰でも通園制度について」をご参照ください。

1 子どものための教育・保育給付

◆施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

- (1) 満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付
- (2) 満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付

◆地域型保育給付

地域型保育給付は、区が認可を行う以下の地域型保育事業が対象となります。

- ・小規模保育事業…小規模な環境(定員6人以上19人以下)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもと、小規模(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育事業…病気や障害などの理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業
- ・事業所内保育事業…事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

2 地域子ども・子育て支援事業

区市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

3 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。幼稚園(新制度未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等(※)において、特定教育・保育等を受けた場合に一定の利用料が給付されます。

給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業

4 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

保育所等に通っていない子どもへの支援を強化する観点から、現行の「1 子どものための教育・保育給付」とは別に、令和8年度より新たに創設される予定です。

※4…詳しくは、本計画P.60「(3)こども誰でも通園制度について」をご参照ください。

【区域の設定】

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針により、区市町村は、量の見込みと確保方を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件および教育・保育施設の整備状況等を勘案して、地域の実情に応じて、提供区域を定めることとされています。

中野区では区全域を1つの区域として、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。

3 需要見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育

① 保育の必要性の認定区分

計画期間における幼児期の教育・保育の需要見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。

【保育の必要性の認定区分】

保育の必要性の認定区分は、子どもの保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、以下の3つの区分で認定します。

区分			利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望	認定こども園、認可保育所
3号認定	0～2歳		認定こども園、認可保育所、地域型保育事業

※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

② 確保方策の考え方

幼児期の教育・保育の需要に対する必要な定員の確保に向けて、地域ごとの需要に応じた私立認可保育所の整備、認可保育所等の柔軟な定員変更により、適正な定員を確保することで待機児童数ゼロを維持するとともに、施設の類型を変更する教育・保育施設を対象に必要な支援を行います。

③ 計画期間における新規確保方策(各年度4月1日時点の施設数)

年 度	令和6年度(実績)		令和7年度		令和8年度	
	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
確保方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	2施設	5施設	-	5施設	-	5施設
幼稚園	-	20施設	▲2施設	18施設	▲1施設	17施設
認可保育所	認定こども園化 ▲2施設	93施設	-	93施設	-	93施設
地域型保育事業	小規模 ▲3施設 家庭的 ▲1施設	17施設	-	17施設	-	17施設
認証保育所等	-	7施設	-	7施設	-	7施設

年 度	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
確保方策の内容	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
認定こども園	-	5施設	-	5施設	-	5施設
幼稚園	-	17施設	-	17施設	-	17施設
認可保育所	-	93施設	-	93施設	-	93施設
地域型保育事業	-	17施設	-	17施設	-	17施設
認証保育所等	-	7施設	-	7施設	-	7施設

④ 認定区分ごとの需要見込みと確保方策（各年度4月1日時点）

◆1号認定（満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用）

（単位：人）

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み（a）		1,958	1,771	1,587	1,384	1,206
確保方策	認定こども園、幼稚園（新制度移行）※	1,038	1,038	1,038	1,038	1,038
	私立幼稚園（新制度未移行）	2,497	2,287	2,287	2,287	2,287
	合計（b）	3,535	3,325	3,325	3,325	3,325
過不足(b)－(a)		1,577	1,554	1,738	1,941	2,119

※幼稚園（新制度移行）…区立幼稚園2園、私立幼稚園4園

◆2号認定（満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用）

（単位：人）

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み（a）		3,956	3,989	4,003	3,933	3,887
確保方策	認定こども園 認可保育所	4,599	4,599	4,599	4,599	4,599
	認証保育所等（認可外保育施設）	52	52	52	52	52
	合計（b）	4,651	4,651	4,651	4,651	4,651
過不足(b)－(a)		695	662	648	718	764

◆3号認定（満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用）

【0歳児】

（単位：人）

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み（a）		524	513	495	475	463
確 保 方 策	認定こども園 認可保育所	658	658	658	658	658
	地域型保育事業	40	40	40	40	40
	認証保育所等（認 可外保育施設）	44	44	44	44	44
	合計（b）	742	742	742	742	742
過不足(b)－（a）		218	229	247	267	279

【1歳児】

（単位：人）

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み（a）		1,364	1,350	1,356	1,347	1,331
確 保 方 策	認定こども園 認可保育所	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	地域型保育事業	63	63	63	63	63
	認証保育所等（認 可外保育施設）	51	51	51	51	51
	合計（b）	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364
過不足(b)－（a）		0	14	8	17	33

【2歳児】

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要見込み (a)	1,413	1,360	1,343	1,354	1,351	
確保 方 策	認定こども園 認可保育所	1,357	1,357	1,357	1,357	1,357
	地域型保育事業	73	73	73	73	73
	認証保育所等(認 可外保育施設)	65	65	65	65	65
	合計 (b)	1,495	1,495	1,495	1,495	1,495
過不足(b)－(a)	82	135	152	141	144	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業 <子育て支援課、育成活動推進課、子ども・若者相談課、すこやか福祉センター>

【事業概要】

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

すこやか福祉センターでは、子育ての相談・助言を行うとともに、地域の子育て支援事業の情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。また、保健師や助産師などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談を行い、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援プランを作成して母子保健サービスにつなげています。

区役所の子ども総合窓口では、保育所等の入園相談など各種手続に合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに応じたサービスへつなげています。

令和7年度より、「中野区児童館運営・整備推進計画」（令和6年3月策定）に基づき、中学校区に1館配置する基幹型児童館で、当該事業を開始します。誰もが気軽に相談できる体制を整え、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うことにより、ソーシャルワーク機能を効果的・効率的に実施します。また、児童館エリア内の地域住民や組織、学校等と連携を図るとともに、地域子ども施設の巡回・支援を通じて子どもと子育て家庭の支援を強化します。

子ども・若者支援センターでは、子どもと子育て家庭に対し、「どこに相談したらいいのかわからない」時などに相談助言等を行い、必要に応じて関係機関に連絡調整を行い、必要なサービスへつなげています。

【需要見込みと確保方策】

子育て家庭の身近な地域で実施するため、基本型として地域の子育て・子育ての拠点である児童館9か所及び子ども・若者支援センター、基本型/こども家庭センター型として妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うすこやか福祉センター4か所、特定型として区役所の子ども総合窓口で利用者支援事業を実施します。

なお、中学校区に1か所配置されている児童館9か所については、全ての子育て世帯や子どもが、より身近に相談することのできる地域子育て相談機関として位置付けます。

(単位:箇所)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 見 込 み	15	15	15	15	15
確 保 方 策	15	15	15	15	15
基 本 型	10	10	10	10	10
基 本 型 こども家庭 センター型	4	4	4	4	4
特 定 型	1	1	1	1	1

(単位:箇所)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確 保 方 策 (地域子育て相談機関)	9	9	9	9	9

② 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） <育成活動推進課>

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育てひろばは、「中野区子育てひろば事業実施要綱」に基づき、地域団体や社会福祉法人等への委託により開設しているほか、児童館等でも実施しています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計や0歳～2歳児の在宅率を踏まえ、需要見込みを算出しています。

乳幼児親子が利用しやすい身近な場所に展開するため、すこやか福祉センターのほか、児童館や保育所との併設などにより実施していきます。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み(人日)	192,041	178,695	166,191	154,203	143,783
確保方策(箇所)	27	27	27	27	27

③ 妊婦健康診査 <子育て支援課>

【事業概要】

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する事業です。妊婦に必要な健康診査を医療機関への委託により実施しており、妊娠届の提出の際に母子健康手帳とともに妊婦健康診査（14回分（多胎児を妊娠した方は19回分））、妊婦超音波検査（4回分）、子宮頸がん検診（1回分）の受診票を交付し、歯科健診（1回分）のご案内をしています。

妊婦健康診査については、都外の医療機関等で里帰り出産をした場合は、償還払いを実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき妊娠届出者数を算出しています。将来人口推計における人口の伸び率及び事業実績における伸び率を勘案して需要を見込み、委託医療機関等による検診を実施します。

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 見 込 み	妊 娠 届 出 者 数 (人)	2,496	2,453	2,411	2,369	2,328
	健 康 診 査 等 回 数 (件)	40,077	39,548	39,026	38,511	38,003
確 保 方 策		妊婦健康診査等受診票による受診 受診後の償還払い(都外医療機関利用等) 妊婦健康診査14回(多胎児を妊娠した方は19回分)、超音波検査 4回、子宮頸がん検診1回				

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握や子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、個別のプランを作成しています。

区から委託を受けた訪問指導員やすこやか福祉センター職員が訪問し、家庭の状況、様々な不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、訪問において継続的な支援の必要性が認められた場合は、すこやか福祉センター等の専門職員が専門的なフォローアップを実施し、相談や助言、伴走型支援を行い、必要に応じて適切な子育て支援サービスにつなげています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計における0歳児の人口を需要見込みとしています。訪問指導員やすこやか福祉センター職員における全戸訪問を実施します。

(単位:人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	1,979	1,935	1,863	1,785	1,737
確保方策	①実施体制 区職員、訪問指導員(看護師、助産師、保健師) ②実施機関 各すこやか福祉センター				

- ⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） <子ども・若者相談課、地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

(1) 養育支援訪問事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。乳児家庭全戸訪問事業等で特に養育支援の必要が認められる家庭について、すこやか福祉センターの保健師による訪問相談を行います。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <子ども・若者相談課>

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施しています。

【需要見込みと確保方策】

(1) 養育支援訪問事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

これまでの事業実績及び将来人口推計における0歳児の人口を踏まえ、需要見込みを算出しています。すこやか福祉センターにおける乳児家庭全戸訪問事業や、関係機関との連携を通して、支援を必要とする家庭を漏れなく把握し、必要な家庭に対しすこやか福祉センターの保健師等による訪問支援を行います。

(単位:人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	288	282	271	260	252
確保方策	① 養育支援が必要な家庭の把握 乳児家庭全戸訪問事業、関係機関との連携 ② 訪問相談 保健師等の訪問による助言、経過観察				

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 <子ども・若者相談課>

要保護児童サポート会議及び個別ケース検討会議等を開催し、きめ細かな要保護児童対策を推進します。特に虐待ケースについての進行管理を行い、適切な支援につなげます。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	代表者会議・・・原則年1回開催 要保護児童サポート会議・・・必要に応じて随時開催 個別ケース検討会議・・・必要に応じて随時開催 実務者研修の実施				

⑥ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業） <子ども・若者相談課>

【事業概要】

保護者が、入院や出張・親族の看護、育児不安や育児疲れなどにより一時的に子どもの養育ができない場合、または子どもが自ら希望した場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行う事業です。

区が委託した乳児院（0歳以上3歳未満）と母子生活支援施設（3歳から中学校3年生まで）の2施設で実施しています。また、区が認定したショートステイ協力家庭の居宅（3歳から18歳未満）において、宿泊を伴う養育を行う事業を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

令和7年度以降、子どもにとっても楽しく成長できる場所であり、保護者にとっても躊躇なく安心して預けることができるよう、新たに事業者を誘致し、事業実施場所を1か所拡充する予定です。また、利用手続の簡素化により利便性の向上を図ります。需要見込みについては、第3期の計画策定のためのニーズ調査（令和5年度実施）の利用意向状況及びこれまでの事業実績に基づくとともに、実施場所や利用要件の拡充及び手続の簡素化による潜在的なニーズを勘案して算出しています。子どもショートステイ事業を希望する全ての家庭が利用できるよう、確保方策を設定しています。

（単位：人日）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	1,364	2,179	2,658	3,075	3,075
確保方策	2,992	3,722	3,722	3,722	3,722

⑦ 幼稚園における一時預かり事業（幼稚園における延長保育事業） <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業です。

幼稚園型一時預かり事業を区内9園で実施しているほか、私立幼稚園13園で預かり保育を実施しています。また、私立幼稚園への補助を行い、預かり保育を推進しています。

【需要見込みと確保方策】

第3期の計画策定のためのニーズ調査（令和5年度実施）の利用意向率から需要見込みを算出しています。一時預かり事業を希望する全ての幼稚園家庭が利用できるよう、確保方策は需要見込み数としています。

（単位：人日）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	90,972	88,603	85,988	81,789	78,343
確保方策	90,972	88,603	85,988	81,789	78,343

- ⑧ 一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業） <子育て支援課、子ども・若者相談課>

【事業概要】

- (1) 一時保育、短期特例保育 <子育て支援課>

小学校就学前までの乳幼児を養育している保護者が、仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や休養などの場合に、保護者に代わって日中の保育を保育施設等において行う事業です。

一時保育専用室がある保育施設等において実施しているほか、区立保育園では、定員に空きがある場合にも一時保育を実施しています。

- (2) トワイライトステイ事業 <子ども・若者相談課>

保護者が仕事、病気などの理由により夜間の時間帯において、3歳から小学校6年生までの子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業です。母子生活支援施設で実施しています。

- (3) ファミリー・サポート事業 <子育て支援課>

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（協力会員）が会員になり、仕事や急な用事等で、保育施設、幼稚園、学童クラブ等への送迎などの子どもの世話ができない時に、会員同士が助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

区では、中野区社会福祉協議会に委託して実施しています。

【需要見込みと確保方策】

第3期の計画策定のためのニーズ調査（令和5年度実施）の利用意向率から需要見込みを算出しています。

一時保育の確保方策は、私立保育園のうち、定員や保育室に余裕のある園に対し、環境整備や事業経費の補助やその他の支援を行うことで、実施園を数か所拡充する予定であり、保育施設等の延べ定員数としています。また、手続の簡素化について、検討していきます。トワイライトステイ事業の確保方策は、母子生活支援施設等の延べ定員数、ファミリー・サポート事業の確保方策はこれまでの実績をもとに算出していますが、より多くの方に会員になってもらえるような取組にも力を入れていきます。

(1) 一時保育、ファミリー・サポート（未就学児）、トワイライトステイ事業

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	25,316	23,597	22,562	22,403	21,954
確保方策	25,710	26,085	26,085	26,085	26,085
一時保育	21,453	21,828	21,828	21,828	21,828
ファミリー・サポート事業（未就学児童）	3,964	3,964	3,964	3,964	3,964
トワイライトステイ事業	293	293	293	293	293

(2) ファミリー・サポート（就学児童）

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	878	878	878	878	878
確保方策	878	878	878	878	878

⑨ 延長保育事業 <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育施設で保育を実施する事業です。

認可保育所全園で実施しているほか、認定こども園や小規模保育事業所等で実施しています。認証保育所は全園で13時間保育を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計やこれまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。延長保育を希望する家庭が全て受け入れられるよう、確保方策数を設定しています。

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	1,065	1,028	995	954	918
確保方策	2,849	2,849	2,849	2,849	2,849

⑩ 病児・病後児保育事業 <子育て支援課>

【事業概要】

病児（回復期に至っていない）、病後児（回復期にある）を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業です。

病児保育事業は病院1か所で実施しており、満1歳の子どもから利用できます。

病後児保育事業は保育施設及び乳児院の2か所で実施しており、生後6か月の子どもから利用できます。

さらに、生後6か月から小学校6年生までの子どもについて、ファミリー・サポート事業において病児対応（特別援助活動）を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

地域偏在を解消するため、令和7年度以降、中部・南部地域に病児保育施設を1か所拡充する予定です。また、利用状況を鑑みつつ計画期間内でさらなる病児・病後児保育施設の拡充を図るかどうかについて検討していきます。また、手続の簡素化についても進めていきます。需要見込みについては、これまでの事業実績に基づくとともに、事業拡充や手続の簡素化に伴う利便性の向上による潜在的なニーズを勘案して算出しています。病児・病後児保育の確保方策は実施施設（予定含む）の定員数から、ファミリー・サポート事業の確保方策はこれまでの実績をもとに算出しています。

（単位：人日）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 見 込 み	3,527	3,523	3,525	3,497	3,485
確 保 方 策	3,886	4,258	4,258	4,258	4,258
病児・病後児保育	3,742	4,114	4,114	4,114	4,114
ファミリー・サポート 事業（病児対応）	144	144	144	144	144

⑪ - 1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） <育成活動推進課>

【事業概要】

保護者の就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が安全・安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じてすこやかに成長できるよう支援する事業です。小学校4年生から6年生は特別な支援が必要な児童を受け入れています。キッズ・プラザや放課後子ども教室推進事業において、全ての小学生を対象に受け入れています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計や現在の需要数を踏まえ、需要見込みを算出しています。小学校の改築等に合わせて学校内にキッズ・プラザ併設学童クラブの整備を進めます。キッズ・プラザ併設学童クラブを整備済みの小学校区については、児童館内学童クラブを縮小・廃止していくことが原則ですが、待機児童の発生が予測される場合は、児童館内学童クラブの運営を暫定的に継続します。

また、中長期的に待機児童の発生が見込まれる場合は、特色ある民間学童クラブの新規開設や暫定的な定員拡充を行うなど、必要な面積及び人員、環境等を確保します。

なお、障害等により特に保育の必要性が高い児童数が見込みより増加した場合でも、需要見込みを上回る確保方策の実施を予定しているため、学童クラブを利用することができる見込みです。

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 見 込 み	2,432	2,401	2,354	2,269	2,225
低 学 年	2,414	2,383	2,336	2,251	2,207
高 学 年	18	18	18	18	18
うち、障害等により特に保育の必要性が高い児童	18	18	18	18	18
確 保 方 策	2,520	2,520	2,567	2,596	2,596
学 童 ク ラ ブ 開 設 数 推 移 (箇 所)	1	▲1	0	1	0

※令和7年度 南台小学校内新設

令和8年度末 中野本郷学童クラブ(宮の台児童館内)廃止

令和9年度 中野本郷小学校内新設

かみさぎ学童クラブ(かみさぎ児童館内)廃止

令和10年度 上鷲宮小学校内新設、平和の森小学校内新設

平和の森学童クラブ(野方児童館内)廃止

⑪ - 2 キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業 <育成活動推進課>

【事業概要】

全ての児童の放課後の居場所を確保するために、小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全・安心な遊び場」として小学校内でキッズ・プラザ事業を実施しています。キッズ・プラザでは日常的に子どもの声を聴き、子どもの意見を取り入れた運営を行います。

また、放課後や学校の休業日に小学校などを活用した放課後子ども教室推進事業を区民団体への委託により実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。キッズ・プラザについては、学校施設の改築に合わせ、全ての小学校へ設置するため、未設置校への整備を進めていきます。放課後子ども教室推進事業についても地域の子育て支援関係団体等へ幅広く周知を行うなど、実施箇所を増やすとともに、内容の充実を図っていきます。また、放課後の居場所・過ごし方パンフレットや放課後子ども教室パンフレットを学校や地域に配布するなど制度周知に努めていきます。

キッズ・プラザ事業

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み(人日)	400,764	400,764	458,016	486,642	486,642
確保方策(箇所)	14	14	15	17	17

※令和7年度 南台小学校内新設
 令和9年度 中野本郷小学校内新設
 令和10年度 上鷲宮小学校内新設、平和の森小学校内新設

放課後子ども教室推進事業

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み(人日)	13,924	14,379	14,091	14,394	14,688
確保方策(か所)	19	20	20	21	22

⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、施設等への巡回支援を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

新規参入事業者に対する、事業実施に関する継続的な相談・助言等の支援や地域型保育事業の連携施設のあっせん等を実施します。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施体制	① 巡回支援(保育士、看護師、栄養士) ② 会計処理に対する指導				

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 <保育園・幼稚園課>

【事業概要】

支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育施設に対して保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図る事業です。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。新制度に移行していない幼稚園に通う子どもの副食費（おかず、おやつ代など）について、保護者の世帯所得の状況等により助成を行います。

(単位：人)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	176	165	154	144	135
確保方策	① 助成対象 新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯の子ども及び第3子以降の子ども ② 助成対象経費 副食費相当額				

⑭ 子育て世帯訪問支援事業 <子ども・若者相談課、地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。養育支援の必要が認められる家庭について、養育支援ヘルパー派遣事業及び産前家事支援事業を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。養育支援ヘルパー派遣事業及び産前家事支援事業を希望する全ての家庭が利用できるよう確保方策数を設定しています。

(単位：人回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 見 込 み	1,380	1,777	2,173	2,570	2,968
養育支援ヘルパー派遣事業	1,200	1,600	2,000	2,400	2,800
産前家事支援事業	180	177	173	170	168
確 保 方 策	2,604	2,600	2,889	2,884	3,173
養育支援ヘルパー派遣事業	2,344	2,344	2,637	2,637	2,930
産前家事支援事業	260	256	252	247	243

⑮ 児童育成支援拠点事業 <子ども・若者相談課>

【事業概要】

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない児童等が安心して過ごせる環境を整備し、生活習慣や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の状況に応じた支援を包括的に実施する事業です。

【需要見込みと確保方策】

既に区で同類の様々な事業を実施していますが、包括的な実施の必要性等について、今後、国及び他自治体の状況を注視し検討します。

⑯ 親子関係形成支援事業 <児童福祉課、地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

子どもとの関わりや子育ての悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対してグループワークやペアレント・トレーニングを実施するとともに、保護者同士が相互の悩みを共有、情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【需要見込みと確保方策】

児童相談所及びこども家庭センター（すこやか福祉センター）が関わる保護者のうち、子どもとの関わり方についてのペアレント・トレーニング等への継続参加が可能である方を対象とします。実施にあたっては、職員スキルの醸成が必要です。児童相談所とこども家庭センター（すこやか福祉センター）の心理職等の専門職が連携して段階的に実施し、地域での展開をめざします。計画期間中は実施可能数＝需要数と見込み、利用の動向、効果等を把握します。

（単位：家庭）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	20	20	20	40	40
確保方策	20	20	20	40	40

⑰ 産後ケア事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

産婦及び乳児を対象に、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を行う事業を民間事業者（助産院・病院・クリニック等）に委託し、事業を実施しています。ショートステイ、デイケア、アウトリーチの3事業の合計で上限の範囲であれば、ニーズに応じて事業を利用することが可能です。また、早産等の産婦には利用期間の延長、多胎児を持つ産婦には利用時間・日数の拡充などを行っています。

(1) ショートステイ（宿泊型）

出産後満5か月になる前日までの産婦と乳児を対象とし、助産院等において宿泊をしながら産婦の心身のケア及び育児指導等を実施しています。

(2) デイケア（通所型）

出産後満7か月になる前日までの産婦と乳児を対象とし、助産院等への日帰り利用により、上記のショートステイと同様の支援を行っています。

(3) アウトリーチ（訪問型）

出産後満1歳になる前日までの産婦と乳児を対象に、助産師が自宅を訪問して産婦への心身のケア及び乳児の育児指導等を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき、伸び率を勘案して需要を見込み、民間委託事業者（助産所・病院・クリニック等）により事業を実施します。

(単位：人日)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需 要 見 込 み	10,533	12,305	14,549	17,426	21,154
確 保 方 策	12,085	14,101	16,637	19,866	24,016
ショートステイ （ 宿 泊 ）	4,745	4,935	5,132	5,337	5,551
デ イ ケ ア （ 日 帰 り ）	6,201	7,503	9,078	10,985	13,291
ア ウ ト リ ー チ （ 助 産 師 訪 問 ）	1,139	1,663	2,427	3,544	5,174

⑱ 妊婦等包括相談支援事業 <地域包括ケア推進課（すこやか福祉センター）>

【事業概要】

妊産婦等を対象とし、出産後も含めて面接等を実施します。

妊娠20週以降の妊婦を対象とした面接では、助産師、保健師等が面接を行い、個別にプランを作成し、妊娠・出産・子育てに関する情報や産前・産後の事業やサービスに繋げるとともに、相談窓口を分かりやすく提供し、先を見越した子育てができるように支援を行います。なお、体調不良や急な里帰りなど、必要に応じてオンラインでの面接を行います。

また、妊娠32週を目安に助産師、保健師等が妊婦の体調や産後の支援状況などを電話で確認し、必要に応じた情報提供を行っています。

産後には、こんにちは赤ちゃん訪問にて、家庭の状況、様々な不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行っています。

【需要見込みと確保方策】

妊娠届出数の推移を需要見込みとしています。妊産期相談支援事業の従事者(助産師、保健師等) 訪問指導員やすこやか福祉センター職員が、面接等を行います。

(単位：回)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	7,488	7,359	7,233	7,107	6,984
確保方策	① 実施体制 区職員、妊産期相談支援事業従事者、訪問指導員(助産師、保健師、看護師) ② 実施機関 各すこやか福祉センター				

(3) こども誰でも通園制度

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たに創設され、令和7年4月から施行されます。令和8年度には同法に基づく新たな給付制度として、「乳児等のための支援給付」として位置づけされることとなっています。

**全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充
～「こども誰でも通園制度」の創設～**

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案が今国会で可決・成立。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業 ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在） ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律上制度化し、実施自治体数を拡充 ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律に基づく新たな給付制度 ・全自治体で実施（※） ・国が定める月一定時間までの利用枠

（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ】

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
- （※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。 等

出典：令和6年7月31日こども家庭庁発出

「こども誰でも通園制度に関するオンライン自治体説明会」資料より抜粋

【事業概要】

国では、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）を創設することが検討されています。

中野区では、国が目指す令和8年度の本格実施に先駆けて、令和7年度に本制度を試行的に実施し、課題や効果の検証を行います。令和8年度以降は国の動向を注視し、必要に応じて実施内容の見直し等を検討します。

【需要見込みと確保方策】

国の指針に基づき需要見込みを算出しています。こども誰でも通園制度の利用を希望する全ての家庭が利用できるよう、確保方策は需要見込み数としています。

(単位：人日)

年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
需要見込み	37	34	30	91	83
0 歳 児	14	14	13	41	40
1 歳 児	12	10	9	26	23
2 歳 児	11	10	8	24	20
確 保 方 策	37	34	30	91	83
0 歳 児	14	14	13	41	40
1 歳 児	12	10	9	26	23
2 歳 児	11	10	8	24	20



第4節

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子ども政策の総合的な推進

区は本計画に基づき適切に事業を実施し、全ての子どもと子育て家庭への支援充実を目指します。本計画は令和5年3月に策定した「中野区子ども総合計画」に含まれた計画となっており、子ども総合計画の一部として、子ども総合計画に含まれている他の法定計画と一体的に施策を進めることで、子ども政策を総合的に推進していきます。

(2) 区の推進体制の整備

令和5年4月のこども家庭庁の設置を踏まえて、区の組織体制を強化し、より一層組織横断的に取組を進めていきます。また、職員一人ひとりが子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象とした子どもの権利に関する研修を実施するなど、区全体で子どもの権利を基盤とした取組を推進します。

(3) 子ども・若者の区政参加の促進

計画の推進にあたって、区は「子ども会議」をはじめ、幅広く、多様な背景を持つ子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、各事業の実施にあたり、可能な限り子ども・若者が参加する機会を設け、区政運営への子ども・若者の参加促進を図ります。

なお、本計画の策定にあたっては、子ども向けの意見交換会を実施し、子どもの意見を聴いて各事業について検討しました。引き続き、区政運営への子ども・若者の参加促進を図ります。

(4) 地域や関係機関等との連携・協働

子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO 法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

また、区に関わる全ての人に対し、「中野区子どもの権利に関する条例」の理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となって子どもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

(5) 各事業の広報・周知の実施

区ホームページや区報をはじめとした情報発信を行うほか、子育て支援ハンドブック「おひるね」では、目的別に必要に応じた情報が取得できるよう定期的に更新します。また、LINEやXなどのSNSの活用や、効果的に情報を得られる動画による情報発信など、子育て家庭のニーズに合わせた媒体を活用することで、各事業の広報・周知を実施します。

2 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価の実施

区は、毎年度、各事業の実施状況や、成果指標の進捗状況等について、「中野区子ども・子育て会議」に意見を聴き、事業実績として取りまとめます。取りまとめた事業実績を踏まえ、取組の推進やPDCAサイクルに基づき改善を図ります。また、事業実績については区ホームページに掲載するなど、広く区民に公表します。

また、「中野区子ども・子育て会議」をはじめ、地域や関係機関等から意見を聴取し、子ども・子育て支援施策を実施してきました。今後も、子どもと子育て家庭の実情を踏まえて、各事業における手続の簡素化などを検討していきます。

(2) 子どもの権利の視点に基づいた点検・評価

(1)での点検・評価に加え、各事業の取組内容について、「中野区子どもの権利委員会」において子どもの権利の視点に基づいた検証を行います。検証にあたっては、成果指標などの数値目標の達成状況ではなく、子どもに関する取組について、子ども自身がどのように感じているかヒアリング形式などの定性的な評価を行います。区は、これらの結果を踏まえ、事業の推進や改善を図ります。

参考資料

- 中野区子ども・子育て会議条例

中野区子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第39号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、中野区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令5条例18・一部改正)

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項について意見を述べること。

(令5条例18・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中野区内において法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業の運営に携わる者
- (3) 中野区内の法第7条第4項に規定する教育・保育施設を利用する子どもの保護者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が学識経験者の委員のうちから選出する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(臨時委員)

第7条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条第1項に規定する委員のほかに、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会員がその職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委員等以外の者の出席等)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。前条に規定する部会についても、同様とする。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども教育部において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初の子ども・子育て会議は、区長が招集する。

附 則 (令和5年3月20日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)(案)

令和7年度～令和11年度

令和7年(2025年)1月

編集・発行 中野区子ども教育部子ども・教育政策課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号
電話 03-3389-1111(代表)
電子メール kodomo-tyosei@city.tokyo-nakano.lg.jp
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
